

(案)

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	地方税に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大津市は、地方税に関する事務での特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の流出その他の事態を発生させるリスクを低減させるための適切な対策を実施することにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

滋賀県大津市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税に関する事務
②事務の内容 ※	大津市は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、大津市は、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 なお本評価書において「市税等」とは、個人に対して大津市が賦課する個人市民税・県民税・森林環境税、軽自動車税、固定資産税（都市計画税を含む）、入湯税、たばこ税並びにそれらに対する延滞金及び督促手数料を示す。 ■個人市民税・県民税・森林環境税の賦課業務 個人・法人（給与、報酬、配当等の支払者、国税庁、公的年金支払者等）から提出された賦課資料に基づき、個人市民税・県民税・森林環境税を計算し、賦課する。また、納税義務者からの減免又は免除申請による個人市民税・県民税・森林環境税の減免又は免除を行う。 1. 個人からの申告（国税庁から提供される確定申告書を含む）・各支払者（給与、年金、報酬、配当等）からの報告書・調書など、賦課資料の提出を受ける。 2. 住民基本台帳及び本人の申告により賦課期日現在の対象者の把握を行う。 3. 課税資料に基づき、所得額及び控除額を把握し、個人市民税・県民税・森林環境税を算出・賦課する。または非課税決定を行う。 4. 納税通知書・税額通知の発行・発送を行う。 5. 賦課決定後も随時、課税資料及び調査に基づいて、税額の修正・更正を行う。 6. 申請により所得・税額の証明書を発行し、また照会権限を有する機関からの求めにより所得・課税状況回答に応じる。 7. 申請により減免又は免除の決定を行う。 ■軽自動車税の賦課業務 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車等の所有者に対して、軽自動車税額を計算し、賦課する。また、納税義務者からの減免申請による軽自動車税額の減免を行う。 1. 定置場が大津市に所在する原動機付自転車及び小型特殊自動車について、申告書を受け付け、標識の交付（ナンバープレートと標識交付証明書を発行）及び課税台帳への登録を行う。 2. 定置場が大津市に所在する軽自動車、二輪の小型自動車等については、滋賀県市長会を通じて申告書（報告書）を受け、課税台帳への登録を行う。 3. 賦課期日現在に台帳に登録された車両について、軽自動車税額を算出・賦課する。 4. 納税通知書・税額通知の発行・発送を行う。 5. 車検時には未納のない旨の証明が必要となるため、請求があれば納税証明書の発行を行う。 6. 申請により減免の決定を行う。 ■固定資産税の賦課業務 土地、家屋及び償却資産の所有者として、土地課税台帳、家屋課税台帳（登記簿に登録されている土地家屋）、土地補充課税台帳、家屋補充課税台帳及び償却資産課税台帳に登録されている者に対して、固定資産税を計算し、賦課する。また、納税義務者からの特例、減免等の申請による固定資産税の減免等を行う。 1. 不動産登記簿の異動情報、償却資産申告書記載情報及び現地調査に基づき、土地課税台帳、家屋課税台帳、土地補充課税台帳、家屋補充課税台帳及び償却資産課税台帳の作成を行う。 2. 賦課期日現在における評価額を算出し、台帳に登録された所有者に対して固定資産税額を算出・賦課する。 3. 納税通知書・税額通知の発行・発送を行う。 4. 申請により、評価・税額証明書及び住宅用家屋証明の交付を行う。 5. 申請により減免の決定を行う。 ■市税等の徴収業務 市税等の賦課額に基づき、住民に対し収納業務を行い、納期限までに徴収できなければ、滞納整理業務を実施する。 1. 金融機関等からの領収済通知書により、収納を確認し消込を行う。 2. 納税のための口座登録、振替依頼及び振替済通知を行う。 3. 納付額について、過納・誤納が生じた場合、還付または充当を行い、通知書を発行する。 4. 納期限までに納付されなかった場合に督促状を発送する。 5. 納付相談により、分納や徴収猶予等の手続きを取る。 6. 納付がなければ催告、財産調査、滞納処分及び執行停止を行う。 7. 消滅時効の管理を行い、不納欠損処分を行う。 ■入湯税の賦課事務 鉱泉浴場の入湯客を納税義務者とし、鉱泉浴場の経営者を特別徴収義務者とする。 1. 申告書を受付する。 2. 申告誤り等があった場合は更正決定する。

	■たばこ税に関する事務 たばこ税は、製造たばこの製造者、特定販売業者及び卸売販売業者が納税義務者となり、申告納付の方法により納付される。 1. 申告書を受付する。 2. 申告誤り等があった場合は更正決定する。 ※別添1に事務の内容を図示
③対象人数	30万人以上 <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	税務システム
②システムの機能	地方税法に基づく市税等の賦課徴収等を管理するシステムで、以下の機能を有する。 1. 宛名管理機能：各機能に共通する機能として氏名・住所等の基本情報を管理する。 2. 個人市民税・県民税・森林環境税賦課機能：賦課期日時点の個人市民税・県民税・森林環境税額の算出及び納税通知書等を作成する。 3. 固定資産税賦課機能：賦課期日時点の固定資産税額の算出及び納税通知書等を作成する。 4. 軽自動車税賦課機能：賦課期日時点の軽自動車税額の算出及び納税通知書等を作成する。 5. 収納・納税管理機能：上記で賦課した市税等の地方税の収納を管理する。 6. 証明発行機能：課税証明書、納税証明書等を発行する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 宛名システム等 [○] その他（滞納管理システム [○] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	滞納管理システム
②システムの機能	税務システムの市税等の滞納データを管理し、決算事務や滞納整理を支援する。 1. 税務システムとの連携機能：税務システムとの間で市税等の滞納データの情報連携を行う。 2. 納付書・催告書発行機能：市税等の納付書・催告書発行を行う。 3. 年度末処理：繰越滞納者一覧、繰越集計表、還付時効一覧などを作成する。繰越処理と同時に、保持期間を経過した完納期、欠損期分のクリーニングを行う。 4. 財産管理：実態調査や財産調査などの照会書を発行し、調査により判明した債権、不動産、動産などの財産情報の登録・修正・削除を行う。 5. 延滞金の計算：任意に日を指定して延滞金額の計算を行う。 6. 滞納処分：差押、参加差押、交付要求、繰上徴収などの滞納処分情報や、徴収猶予・換価猶予、証券受託、延滞金減免などの納付猶予情報、納付義務承継情報を登録・修正・取消・削除し、滞納処分調書を発行する。 7. 公売管理：不動産、動産などの公売予定や売却情報などの公売情報を登録・修正・削除し、公売帳票を発行する。 8. 分納計画：分割納付情報を登録・修正・削除し、分納計画書や分納用納付書を発行する。 9. 執行停止・不納欠損：執行停止と不納欠損の登録を行う。不納欠損の登録では、時効日が到来した期別を不納欠損として一括登録する。

システム5	
①システムの名称	家屋評価図形計算システム
②システムの機能	家屋課税業務のうち、家屋評価替作業及び評価作業を支援するシステムであり、次の機能を有する。 1. 家屋評価算定機能：課税対象となる家屋の現地調査結果等をもとに、評価の算定を行う。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他（媒体等での連携のため、他のシステムとの接続はしていない。）
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	証明書交付システム
②システムの機能	1. 証明書自動交付機能：証明書交付システムより、パスワードを設定したICカードを利用して各種証明書を発行・交付する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [○] 税務システム [] その他（ ）
システム7	
①システムの名称	統合宛名システム(宛名システム等と同等)
②システムの機能	1. 宛名番号付番機能：団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する。 2. 宛名情報等管理機能：宛名情報(送付先、住登外情報等を含む)を団体内統合宛名番号及び個人番号と紐付けて保存し、管理する。 3. 中間サーバー連携機能：中間サーバー又は中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する。 4. 既存システム連携機能：既存業務システムからの要求に基づき、個人番号又は団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を通知する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他（中間サーバー ）

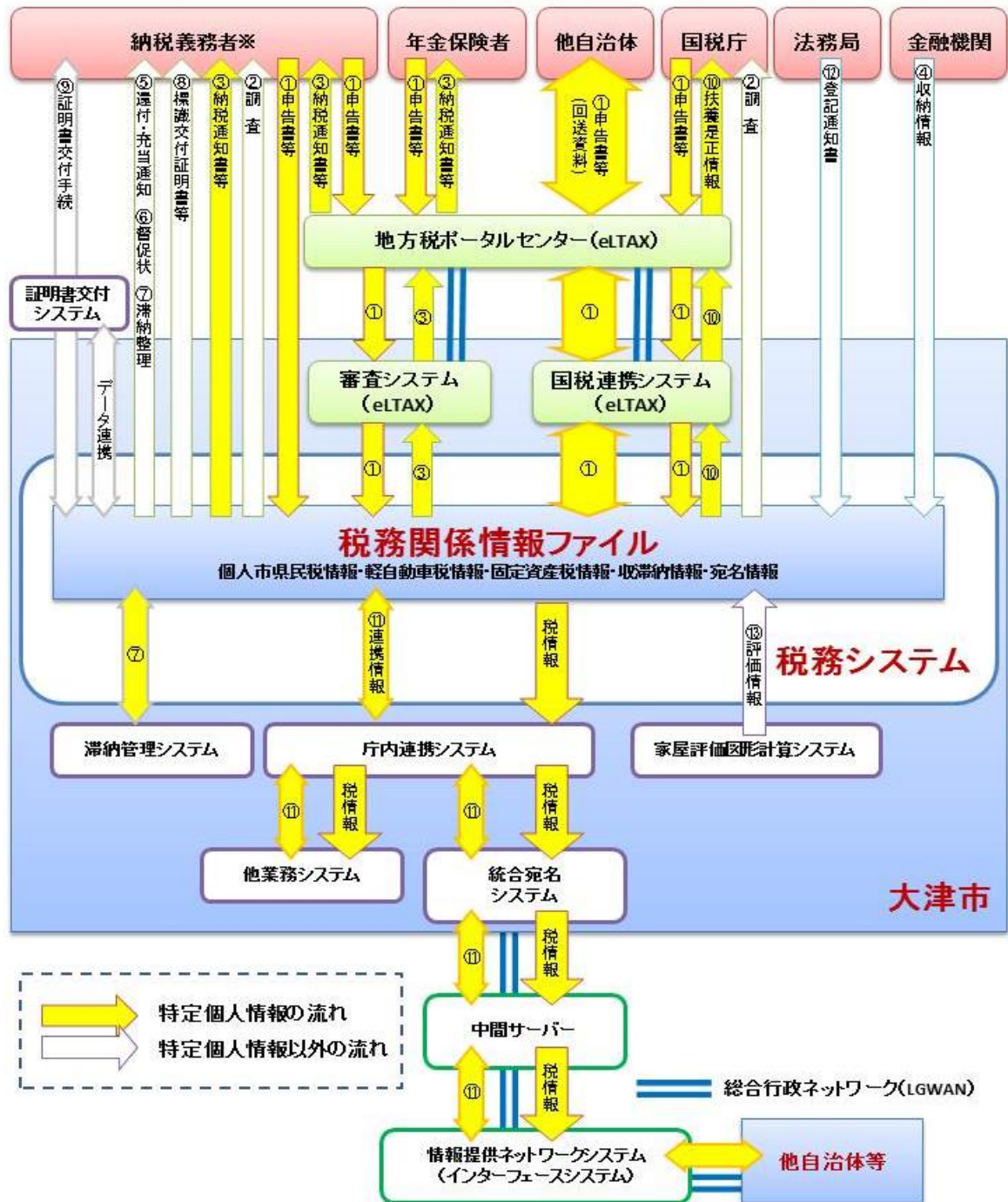
システム8	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）、税務システム、統合宛名システム等の各システムとデータの受渡しを行うことで、符号の取得（※）や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。 （※）セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず「符号」および「団体内統合宛名番号」を利用する。 1. 符号管理機能：情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2. 情報照会機能：情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会および情報提供受領（照会した情報の受領）を行う。 3. 情報提供機能：情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う。 4. 既存システム接続機能：中間サーバーと税務システム等との間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携する。 5. 情報提供等記録管理機能：特定個人情報（連携対象）の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6. 情報提供データベース管理機能：特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する。 7. データ送受信機能：中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8. セキュリティ管理機能：セキュリティを管理する。 9. 職員認証・権限管理機能：中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う。 10. システム管理機能：バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 宛名システム等 ☐ その他（ ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム
システム9	
①システムの名称	
②システムの機能	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他（ ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム
システム10	
①システムの名称	
②システムの機能	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他（ ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム

システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
税務関係情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	・特定個人情報ファイルを用いることにより、納税者の所得情報や所在情報をよりの確・効率的に把握し、公平・公正な賦課・徴収を図るため。 ・社会保障の給付と負担の公平化が求められており、他の番号事務実施者からの照会による所得情報の提供に迅速・的確に応じることが必要なため。
②実現が期待されるメリット	正確な所得把握により税負担の公平化が実現されるとともに、真に社会保障給付を必要としている住民の明確化が図られる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表 24の項
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項) ・第22条(特定個人情報の提供) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大津市 総務部
②所属長の役職名	税務長
8. 他の評価実施機関	
—	

(別添1) 事務の内容

特定個人情報ファイルを扱うシステムの全体図

※納税義務者の代理人、給与支払者を含みます。



(備考)

税務システムとは、市税の賦課、徴収及び市税務関連事務を適正に執行するため、個人市民税・県民税・森林環境税システム、軽自動車税システム、固定資産税システム、収納管理システムの総称をいう。

- ①納税義務者等、国税庁、年金保険者、他自治体から申告者等を受付し、確認を行う。
- ②必要に応じて納税義務者等や申告書等の内容について、調査を行う。
- ③上記により決定した賦課内容等を納税義務者等、年金保険者へ納税通知書または納額通知書で通知する。
- ④納税義務者の納付状況の確認を金融機関等から領収済通知書で行う。
- ⑤過誤納付があった場合は、納税義務者へ還付・充当通知を行う。
- ⑥納期限までに納付されない納税義務者へ督促状を発送する。
- ⑦滞納情報は滞納管理システムと情報連携する。督促後、法定期間を過ぎても納付のない納税義務者に対し、滞納処分を行う。
- ⑧納税義務者等からの申告等により、標識交付証明書等を交付する。
- ⑨税に関する各種証明書の申請があった場合は、税務システムより発行した証明書を交付、または証明書交付システムより各種証明書を自動発行・交付する。
- ⑩扶養是正情報等を国税庁へ通知する。
- ⑪必要に応じて番号法等に基づき生活保護情報等の情報連携を行う。
- ⑫法務局の土地・家屋登記情報を受付し、確認を行う。
- ⑬現地調査結果等により算出した課税対象家屋の評価情報を税務システムへ連携する。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
税務関係情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	大津市民、大津市以外の納税義務者及び課税調査対象者等
その必要性	市税等の適正な賦課徴収業務の実現のために、必要な特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()
	1 識別情報 : 対象者を正確に特定するために保有 2 連絡先等情報 : 対象者の賦課期日時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 3 業務関係情報 ・国税関係情報 : 対象者の確定申告書に係る情報に基づき、個人市民税・県民税・森林環境税額の算出、減免又は免除を行うために保有 ・地方税関係情報 : 賦課・徴収に直接関わる市税等の情報を保有 ・医療保険関係情報 : 健康保険料の情報に基づき、社会保険料控除を算出するために保有 ・障害者福祉関係情報 : 障害者情報に基づき、障害者控除を算定するために保有 ・生活保護関係情報 : 生活保護情報に基づき、非課税者の抽出、減免又は免除額及び控除額の算出を行うために保有 ・介護保険関係情報 : 介護保険料の情報に基づき、社会保険料控除を算出するために保有 ・年金関係情報 : 年金保険料の情報に基づき、社会保険料控除を算出するために保有、対象者の公的年金等支払報告書に係る情報に基づき、個人市民税・県民税・森林環境税額の算出、減免又は免除を行うために保有 ・災害関係情報 : 災害減免又は免除を行うために保有
	全ての記録項目
⑤保有開始日	平成29年1月
⑥事務担当部署	大津市 総務部 市民税課・資産税課・収納課

3. 特定個人情報の入手・使用			
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 (戸籍住民課、保険年金課、介護保険課、生活福祉課、障害福祉課) ☐ 行政機関・独立行政法人等 (公的年金等の支払者、国税庁) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 (市区町村) ☐ 民間事業者 (給与、報酬、配当、公的年金等の支払者) ☐ その他 ()	
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (地方税ポータルセンター(eLTAX))	
③入手の時期・頻度		■定期的に入手 ・住民票関係情報について、共通基盤を介して窓口開庁時間中に随時連携する。 ・当初賦課対応時の申告情報(確定申告、年金支払報告書、給与支払報告書)について、1月～3月にかけて複数回、それ以外の月は月1回入手。 ・当初賦課対応時の各種照会情報(医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護関係情報、介護保険関係情報、年金関係情報)について、2月～5月にかけて複数回、それ以外の月は申告時に随時入手。 ■個別的な対応に際して入手 ・税額更正に関する申告時には、申請を受けた都度、各種申告書情報を入手。	
④入手に係る妥当性		・住民票関係情報については、課税対象者を常に正確に把握するために随時連携にて入手している。 ・当初賦課対応時の申告情報(確定申告、年金支払報告書、給与支払報告書)については、制度上定められた時期・頻度・方法にて、住民、国税庁、日本年金機構、企業からの情報提供を受けている。 ・当初賦課対応時の各種照会情報(医療保険関係情報、障害者福祉関係情報、生活保護関係情報、介護保険関係情報、年金関係情報)については、賦課時期に入手する。	
⑤本人への明示		・課税に必要な各種情報については、地方税法第317条の2、第317条の6、第343条、第380条、第383条、第442条の2及び番号法の別表に規定されている。	
⑥使用目的 ※		・より正確な課税情報の把握 ・税の減免又は免除対象者等の把握、確認 ・賦課徴収事務の効率化	
変更の妥当性		—	
⑦使用の主体	使用部署 ※	総務部 市民税課・資産税課・収納課	
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上	
⑧使用方法 ※		1 賦課事務 ・申告及び届出等による情報や登録された資産の情報等から賦課事務に使用する。 2 収滞納事務 ・課税情報や納税情報等から収納、還付、充当などの総合収納事務に使用する。 ・賦課された税金に対して納付額が不足するものについて滞納整理を行うために使用する。 3 宛名管理事務 ・納税義務者へ通知や連絡する際の、最新の宛名を管理するために使用する。 4 証明書交付事務 ・申請に基づき、課税証明書、納税証明書等を発行するために使用する。 5 情報連携事務 ・番号法に定められた事務に対する地方税関係情報を利用・提供に使用する。	
情報の突合 ※		市税の減免又は免除措置の該当要否を確認するため、申告情報(国税関係情報、地方税関係情報、年金関係情報)と障害者福祉関係情報、生活保護関係情報を情報提供ネットワークシステムで連携し入手した情報の突合を行う。	
情報の統計分析 ※		課税状況調査などの統計分析を行っているが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行っていない。	
権利利益に影響を与え得る決定 ※		市税の賦課決定・賦課更正及び滞納者への滞納処分	
⑨使用開始日		平成29年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	☐ 委託する ☐ 委託しない (6) 件	
委託事項1	税務システムの運用保守業務	
①委託内容	税務システムの運用及び保守業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	☐ 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及び課税調査対象者等	
その妥当性	システムの運用・保守作業を実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。	
③委託先における取扱者数	☐ 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (本市のサーバ室において、直接端末操作を行う)	
⑤委託先名の確認方法	大津市ホームページ及び大津市情報公開条例に基づく公文書公開請求を行うことで確認ができる。	
⑥委託先名	株式会社日立システムズ関西支社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する ☐ 再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託申出書を提出させ、申出が適切で合理的な理由であれば再委託承諾書にて許諾し、再委託業者から個人情報取扱いに関する誓約書を提出させる。
	⑨再委託事項	税務システムの保守・運用業務における作業担当として、技術支援作業を行う。
委託事項2～5		
委託事項2	滞納管理システムの運用保守業務	
①委託内容	滞納管理システムの運用及び保守業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	☐ 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及び課税調査対象者等	
その妥当性	システムの運用・保守作業を実施するために、特定個人情報ファイル全体を委託の対象にする必要がある。	
③委託先における取扱者数	☐ 10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (本市のサーバ室において、直接端末操作を行う)	

⑤委託先名の確認方法		大津市ホームページ及び大津市情報公開条例に基づく公文書公開請求を行うことで確認ができる。	
⑥委託先名		株式会社シンク	
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託しない ☐ ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項3		システムオペレーション業務	
①委託内容		システムにて行う各種一括処理の実行や帳票等の印刷	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの全体 ＜選択肢＞ 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ☐ ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及び課税調査対象者等	
	その妥当性	システムオペレーション業務においては全てのデータを取り扱うため、特定個人情報ファイル全体を委託対象にする必要がある。	
③委託先における取扱者数		☐ 10人未満 ☐ ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 （本市のサーバ室において、直接端末操作を行う。）	
⑤委託先名の確認方法		大津市ホームページ及び大津市情報公開条例に基づく公文書公開請求を行うことで確認ができる。	
⑥委託先名		公募型プロポーザル方式による業者選定	
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託しない ☐ ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項4		データエントリー業務	
①委託内容		申告情報等のデータパンチ入力	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの一部 ＜選択肢＞ 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ☐ ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及び課税調査対象者等々の一部（申告書等に記載された者）	
	その妥当性	申告書等の大量の情報を電子データに変換する必要があるため、特定個人情報ファイルの一部が委託対象となる。	

③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [☒] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		大津市ホームページ及び大津市情報公開条例に基づく公文書公開請求を行うことで確認ができる。	
⑥委託先名		入札による業者選定	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項5		納税通知書等作成及び封入封緘業務	
①委託内容		個人市県民税、軽自動車税、及び固定資産税の納税通知書・督促状及び滞納者への催告書等の印字、封入封緘業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	本市の納税義務者	
	その妥当性	課税内容や滞納状況を通知する必要があるため、特定個人情報ファイルの一部を取り扱う必要がある。	
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [☒] その他 (LGWAN回線)	
⑤委託先名の確認方法		大津市ホームページ及び大津市情報公開条例に基づく公文書公開請求を行うことで確認ができる。	
⑥委託先名		公募型プロポーザル方式による業者選定	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託申出書を提出させ、申出が適切で合理的な理由であれば再委託承諾書にて許諾し、再委託業者から個人情報取扱いに関する誓約書を提出させる。	
	⑨再委託事項	納税通知書等作成及び封入封緘業務における作業担当として、技術支援作業を行う。	

委託事項6～10		
委託事項6		地方税ポータルシステム運用業務(ASPサービス利用契約)
①委託内容		地方税の電子申告に関連して、地方税共同機構が管理、運営する地方税ポータルセンターと連携し、LGWAN回線を利用して、本市に設置する審査システム操作端末とASPサービス提供事業者が運営するデータセンター内に設置された審査システムサーバとを接続して、電子申告・国税連携データ等の審査及びデータの保管等を行う業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	地方税ポータルシステムを通じて申告等を行う者
	その妥当性	連携される情報の管理・保全を行う必要がある。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (LGWAN回線)
⑤委託先名の確認方法		大津市情報公開条例に基づく公文書公開請求を行うことで確認ができる。
⑥委託先名		公募型プロポーザル方式による業者選定
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	事前に書面による承諾を得る、またはeLTAXサポート事業者の申請をして指定法人の承認を得た事業者に対し再委託する旨を、「地方税電子申告支援サービス明細書」に定める様式に従い事前に申し出る。
	⑨再委託事項	1. 地方税電子申告審査サービス 2. 地方税電子申告データ連携サービス
委託事項7		
①委託内容		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	
	その妥当性	
③委託先における取扱者数		[] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		
⑥委託先名		
再委託	⑦再委託の有無 ※	[] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項8		
①委託内容		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	
	その妥当性	
③委託先における取扱者数		[] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		
⑥委託先名		
再委託	⑦再委託の有無 ※	[] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項9		
①委託内容		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	
	その妥当性	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[☐] 提供を行っている (75) 件 [☐] 移転を行っている (54) 件 [] 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表
②提供先における用途	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める特定個人番号利用事務
③提供する情報	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 () [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼の都度
提供先2～5	
提供先2	大津市教育委員会 学校教育課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、番号法第19条第11号、大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下「市条例」という。)第4条
②提供先における用途	学校教育法による経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対する援助に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの、特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に準じて実施する特別支援学級への就学等のため必要な経費の支弁に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの
③提供する情報	地方税関係情報であって規則で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [☐] その他 (庁内ネットワーク) [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	照会依頼の受付の都度

提供先3	個人市県民税の特別徴収義務者
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	特別徴収税額の決定・変更通知
③提供する情報	特別徴収に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当市で個人市県民税の特別徴収の対象となる給与所得者及び年金受給者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 （ LGWAN回線 ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☒ 紙
⑦時期・頻度	1. 給与所得者に係るもの：年1回（5月当初課税分）、月1回（更正分） 2. 年金受給者に係るもの：年1回（7月当初課税分）、隔月（更正分）
提供先4	国税庁長官、都道府県知事、市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第10号
②提供先における用途	国税又は地方税の賦課徴収
③提供する情報	国税又は地方税の賦課徴収に関する事務
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 （ LGWAN回線 ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☒ 紙
⑦時期・頻度	照会依頼の受付の都度

6. 特定個人情報の保管・消去													
①保管場所 ※		＜大津市の措置＞ 1. セキュリティ区画内にサーバ室を設置し、監視カメラ、ICカードによる入退管理をおこなっている。 2. データの不正持込・持出禁止を実施している。 3. データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、サーバ室とは別の部屋とする。 4. 入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 1. 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 2. 特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ 1. サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 2. 特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。											
	②保管期間 期間 その妥当性	＜選択肢＞ <table border="0"> <tr> <td>1) 1年未満</td><td>2) 1年</td><td>3) 2年</td></tr> <tr> <td>4) 3年</td><td>5) 4年</td><td>6) 5年</td></tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td><td>8) 10年以上20年未満</td><td>9) 20年以上</td></tr> <tr> <td>10) 定められていない</td><td></td><td></td></tr> </table> [定められていない] ・地方税法等に更正・決定等の期間制限、地方税・還付金の消滅時効、証明書の交付期間についての定めがあり、これらに該当する情報でその期間が経過した後に消去しても納税義務者への説明に差し支えない情報については期間経過後に消去する。 ・納税義務者との折衝経過記録及び滞納処分情報については納税義務者との折衝で、固定資産税課税台帳については納税義務者に対する課税説明で、過去の経緯を参照する可能性があるため期間を定めず保管する。	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない	
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年											
4) 3年	5) 4年	6) 5年											
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上											
10) 定められていない													
③消去方法		＜大津市の措置＞ 1. PC等の電子機器破棄時に、復元不可能となるよう物理破壊若しくは専用ソフトでの完全消去を実施する。 2. 紙などについては、定められた保存年数を経過後、文書取扱規程に則り廃棄処分を実施する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフトを利用して完全に消去する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ 1. 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 2. クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 3. 既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。											
7. 備考													
—													

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

税務関係情報ファイル

1 税共通宛名情報

(1)番号法番号情報

1.自治体コード、2.宛名番号、3.履歴番号、4.サブ履歴番号、5.初期登録業務日時、6.更新業務日時、7.更新システム日時、8.更新コンピュータ名、9.更新ユーザID、10.有効フラグ、11.決裁状態、12.旧自治体コード、13.個人法人区分、14.個人番号、15.法人番号、16.システム内統合宛名番号、17.情報提供フラグ

(2)税宛名情報

1.自治体コード、2.宛名番号、3.履歴番号、4.サブ履歴番号、5.初期登録業務日時、6.更新業務日時、7.更新システム日時、8.更新コンピュータ名、9.更新ユーザID、10.有効フラグ、11.決裁状態、12.旧自治体コード、13.現居住地区コード、14.使用業務コード、15.同定フラグ、16.住民区分、17.住民日、18.住民届出日、19.住定日、20.実定日、21.個人法人区分、22.法人種別区分、23.共有者フラグ、24.世帯番号、25.世帯主氏名カナ、26.世帯主氏名漢字、27.氏名カナ、28.氏名漢字、29.編集済氏名カナ、30.編集済氏名漢字、31.旧氏名カナ、32.旧氏名漢字、33.検索用氏名カナ、34.検索用氏名漢字、35.検索用旧氏名カナ、36.検索用旧氏名漢字、37.国籍コード、38.現住所郵便番号、39.現住所コード、40.現住所県名付加区分、41.現住所、42.現住所番、43.現住所方書カナ、44.現住所方書漢字、45.現住所部屋番号、46.現住所前漢字地番数値、47.現住所番数値1、48.現住所番数値2、49.現住所番数値3、50.現住所後漢字地番数値、51.現住所行政区コード、52.現住所自治会コード、53.現住所町内会コード、54.現住所小学校区コード、55.現住所中学校区コード、56.本籍地住所、57.転出先郵便番号、58.転出先住所コード、59.転出先住所、60.転出先地番、61.転出先方書カナ、62.転出先方書漢字、63.転出先部屋番号、64.転出先前漢字地番数値、65.転出先地番数値1、66.転出先地番数値2、67.転出先地番数値3、68.転出先後漢字地番数値、69.転入前住所郵便番号、70.転入前住所コード、71.転入前住所、72.転入前住所番、73.転入前住所方書カナ、74.転入前住所方書漢字、75.転入前部屋番号、76.宛名郵便番号、77.宛名住所コード、78.宛名県名付加区分、79.宛名住所、80.宛名地番、81.宛名方書カナ、82.宛名方書漢字、83.宛名部屋番号、84.宛名前漢字地番数値、85.宛名地番数値1、86.宛名地番数値2、87.宛名地番数値3、88.宛名後漢字地番数値、89.宛名行政区コード、90.宛名自治会コード、91.宛名町内会コード、92.宛名小学校区コード、93.宛名中学校区コード、94.宛名住所変更フラグ、95.生年月日、96.生年月日不詳フラグ、97.元号フラグ、98.性別区分、99.続柄コード、100.続柄名称漢字、101.外国人通称氏名カナ、102.外国人通称氏名漢字、103.外国人本名カナ、104.外国人本名、105.宛名消除区分、106.亡者フラグ、107.宛名異動事由コード、108.異動日、109.異動届出日、110.宛名増減事由コード、111.増減異動日、112.記載順位、113.混合世帯番号、114.任意世帯番号、115.親事業所コード、116.特徴指定番号、117.共有者人数、118.法人代表者氏名漢字、119.登録資格区分、120.個人履歴番号

(3)税住登外情報

1.自治体コード、2.宛名番号、3.履歴番号、4.初期登録業務日時、5.更新業務日時、6.更新システム日時、7.更新コンピュータ名、8.更新ユーザID、9.有効フラグ、10.決裁状態、11.旧自治体コード、12.同定フラグ、13.抹消フラグ、14.検索区分、15.個人法人区分、16.法人種別区分、17.組織コード、18.表示位置、19.世帯番号、20.氏名カナ、21.氏名漢字、22.支店名カナ、23.支店名漢字、24.編集済氏名カナ、25.編集済氏名漢字、26.旧氏名カナ、27.旧氏名漢字、28.検索用氏名カナ、29.検索用氏名漢字、30.検索用旧氏名カナ、31.検索用旧氏名漢字、32.代表者氏名カナ、33.代表者氏名漢字、34.国籍コード、35.現住所郵便番号、36.現住所コード、37.現住所、38.現住所番、39.現住所方書カナ、40.現住所方書漢字、41.現住所行政区コード、42.生年月日、43.元号フラグ、44.性別区分、45.続柄コード、46.続柄名称漢字、47.異動日、48.異動区分、49.亡者フラグ、50.共有者取込元番号、51.産業分類コード、52.親事業所コード、53.特徴指定番号、54.共有者人数、55.代表者宛名番号、56.登録資格区分、57.認可年月日、58.官公庁フラグ、59.宛名番号引継フラグ、60.登記簿チェック、61.使用業務コード、62.使用業務名称、63.備考、64.備考日付

(4)送付先情報

1.自治体コード、2.宛名番号、3.税目コード、4.履歴番号、5.初期登録業務日時、6.更新業務日時、7.更新システム日時、8.更新コンピュータ名、9.更新ユーザID、10.有効フラグ、11.決裁状態、12.旧自治体コード、13.送付開始年月日、14.送付終了年月日、15.送付先氏名カナ、16.送付先氏名漢字、17.送付先郵便番号、18.送付先住所コード、19.送付先住所、20.送付先住所番、21.送付先方書カナ、22.送付先方書漢字、23.送付先部屋番号、24.送付先前漢字地番数値、25.送付先地番数値1、26.送付先地番数値2、27.送付先地番数値3、28.送付先後漢字地番数値、29.送付先行政区コード、30.備考

(5)連絡先情報

1.自治体コード、2.宛名番号、3.電話番号ID、4.履歴番号、5.初期登録業務日時、6.更新業務日時、7.更新システム日時、8.更新コンピュータ名、9.更新ユーザID、10.有効フラグ、11.決裁状態、12.旧自治体コード、13.宛名連絡先コード、14.連絡先名、15.連絡先郵便番号、16.連絡先住所コード、17.連絡先住所、18.連絡先住所番、19.連絡先方書漢字、20.連絡先部屋番号、21.連絡先前漢字地番数値、22.連絡先地番数値1、23.連絡先地番数値2、24.連絡先地番数値3、25.連絡先後漢字地番数値、26.連絡先電子メールアドレス

(6)口座情報

1.自治体コード、2.宛名番号、3.税目コード、4.口座登録区分、5.履歴番号、6.初期登録業務日時、7.更新業務日時、8.更新システム日時、9.更新コンピュータ名、10.更新ユーザID、11.有効フラグ、12.決裁状態、13.旧自治体コード、14.申込年月日、15.振替区分、16.開始年月日、17.廃止年月日、18.口座停止日、19.停止解除日、20.銀行コード、21.支店コード、22.口座番号、23.通帳番号末番、24.預金種別区分、25.名義人カナ、26.名義人漢字、27.掲載希望区分、28.口座優先区分、29.備考

(7)納管人情報

1.自治体コード、2.宛名番号、3.税目コード、4.履歴番号、5.初期登録業務日時、6.更新業務日時、7.更新システム日時、8.更新コンピュータ名、9.更新ユーザID、10.有効フラグ、11.決裁状態、12.旧自治体コード、13.納管人宛名番号、14.納管人区分、15.納管人開始年月日、16.納管人終了年月日、17.備考

(8)抑止管理情報

1.自治体コード、2.宛名番号、3.業務ID、4.帳票ID、5.登録区分、6.抑止動作区分、7.抑止理由コード、8.抑止開始日、9.抑止終了日、10.備考、11.世帯番号

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

2 個人市県民税基本台帳情報

1.自治体コード、2.個人番号、3.対象年度、4.履歴番号、5.サブ履歴番号、6.初期登録業務日時、7.更新業務日時、8.更新システム日時、9.更新コンピュータ名、10.更新ユーザID、11.有効フラグ、12.決裁状態、13.旧自治体コード、14.地域台帳番号、15.世帯台帳番号、16.個人台帳番号、17.世帯番号、18.混合世帯番号、19.氏名カナ、20.編集済氏名カナ、21.氏名漢字、22.編集済氏名漢字、23.宛名郵便番号、24.宛名住所コード、25.宛名住所、26.宛名地番、27.宛名地番数値1、28.宛名地番数値2、29.宛名地番数値3、30.宛名方書カナ、31.宛名方書漢字、32.世帯主氏名カナ、33.世帯主氏名漢字、34.性別区分、35.生年月日、36.元号フラグ、37.続柄コード、38.続柄名称漢字、39.電話番号、40.宛名行政区区コード、41.住民区分、42.宛名消滅区分、43.宛名増減事由コード、44.増減異動日、45.記載順位、46.旧氏名カナ、47.旧氏名漢字、48.外国人本名、49.検索用氏名カナ、50.検索用旧氏名カナ、51.遡り異動対象区分フラグ、52.遡り対象判定年月日、53.宛名番号、54.編集電話番号、55.申込年月日、56.振替区分、57.開始年月日、58.廃止年月日、59.口座停止日、60.停止解除日、61.銀行コード、62.支店コード、63.口座番号、64.通帳番号末番、65.預金種別区分、66.名義人カナ、67.名義人漢字、68.送付開始年月日、69.送付終了年月日、70.送付先氏名カナ、71.送付先氏名漢字、72.送付先郵便番号、73.送付先住所コード、74.送付先住所、75.送付先住所地番、76.送付先方書カナ、77.送付先方書漢字、78.履歴判定、79.徴収区分、80.決議年月日、81.住民税異動区分コード、82.異動年月日、83.住民税整理番号、84.賦課資料区分コード、85.書式区分、86.無職無収入コード、87.均等割区分、88.均等割パターン番号、89.入力区分、90.営業所得額、91.農業所得額、92.その他事業所得額、93.不動産所得額、94.利子所得額、95.配当所得フラグ、96.配当所得額、97.株式配当所得額、98.公募外貨配当所得額、99.公募他配当所得額、100.その他配当所得額、101.所得税配当所得額、102.所得税株式配当所得額、103.所得税公募外貨配当所得額、104.所得税公募他配当所得額、105.所得税その他配当所得額、106.給与所得額、107.主たる給与支払額、108.従たる給与支払額、109.給与支払額内数専従者給与額、110.特定支出控除額、111.雑所得額、112.公的年金支払額、113.年金雑所得額、114.その他雑所得額、115.総合譲渡短期所得額、116.総合譲渡短期差引額、117.総合譲渡長期所得額、118.総合譲渡長期差引額、119.総合譲渡分特別控除額、120.総合譲渡特別設定フラグ、121.総合譲渡逆算フラグ、122.一時所得額、123.一時差引額、124.総合一時所得額、125.短期一般所得額、126.短期一般差引額、127.短期一般特別控除額、128.短期軽減所得額、129.短期軽減差引額、130.短期軽減特別控除額、131.長期一般所得額、132.長期一般差引額、133.長期一般特別控除額、134.長期特定所得額、135.長期特定差引額、136.長期特定特別控除額、137.長期軽減所得額、138.長期軽減差引額、139.長期軽減特別控除額、140.長期特別所得額、141.長期特別差引額、142.長期特別特別控除額、143.土地等雑所得額、144.超短期所得額、145.株式譲渡所得額、146.株式譲渡一般分所得額、147.株式譲渡新規公開分所得額、148.株式譲渡特別控除額、149.商品先物取引所得額、150.山林所得額、151.山林特別控除額、152.退職所得額、153.退職所得控除額、154.退職支払額、155.市町村源泉退職所得割額、156.都道府県源泉退職所得割額、157.勤続年数、158.就職年月日、159.退職年月日、160.総合退職所得額、161.総合退職所得控除額、162.特例適用条文1、163.特例適用条文2、164.特例適用条文3、165.変動所得額、166.前年変動所得額、167.前々年変動所得額、168.臨時所得額、169.平均課税対象金額、170.免税所得額、171.肉用牛売却価格、172.肉用牛免税対象所得額、173.肉用牛免税対象外所得額、174.非課税所得額、175.申告0円所得区分01、176.申告0円所得区分02、177.申告0円所得区分03、178.申告0円所得区分04、179.申告0円所得区分05、180.申告0円所得区分06、181.申告0円所得区分07、182.申告0円所得区分08、183.申告0円所得区分09、184.申告0円所得区分10、185.最高所得区分、186.総所得金額、187.合計所得金額、188.総所得金額等、189.所得税総所得金額、190.所得税合計所得金額、191.所得税総所得金額等、192.総所得損通所得額、193.総合短期損通所得額、194.総合長期損通所得額、195.短期一般損通所得額、196.短期軽減損通所得額、197.長期一般損通所得額、198.長期特定損通所得額、199.長期軽減損通所得額、200.長期特別損通所得額、201.土地等雑損通所得額、202.超短期損通所得額、203.山林損通所得額、204.株式譲渡損通所得額、205.商品先物取引損通所得額、206.退職損通所得額、207.所得税総所得損通所得額、208.所得税総合短期損通所得額、209.所得税総合長期損通所得額、210.所得税短期一般損通所得額、211.所得税短期軽減損通所得額、212.所得税長期一般損通所得額、213.所得税長期特定損通所得額、214.所得税長期軽減損通所得額、215.所得税長期特別損通所得額、216.所得税土地等雑損通所得額、217.所得税超短期損通所得額、218.所得税株式譲渡損通所得額、219.所得税商品先物取引損通所得額、220.所得税山林損通所得額、221.所得税退職損通所得額、222.雑損控除額、223.医療費控除額、224.社会保険料控除額、225.小規模共済控除額、226.生命保険料控除額、227.所得税生命保険料控除額、228.生命保険料支払額、229.個人年金保険料支払額、230.損害保険料控除額、231.所得税損害保険料控除額、232.損害保険料支払額、233.長期損害保険料支払額、234.寄付控除フラグ、235.寄付控除額、236.所得税寄付金控除額、237.合計控除額、238.所得税合計控除額、239.控対配該当コード、240.配偶者区分、241.配特有無区分フラグ、242.配偶者特別控除額、243.所得税配偶者特別控除額、244.配偶者合計所得金額、245.扶養一般該当人数、246.扶養年少該当人数、247.扶養特定該当人数、248.扶養老人該当人数、249.扶養同居老人該当人数、250.扶養特障該当人数、251.扶養同居特障該当人数、252.扶養普障該当人数、253.未成年該当コード、254.老年人該当コード、255.寡婦該当コード、256.障害者該当コード、257.勤労学生該当コード、258.住民税申告区分、259.本専区分、260.配専区分、261.青色専従該当人数、262.白色専従該当人数、263.専従者控除額、264.繰越損失額、265.純損失額、266.譲渡繰越損失額、267.雑損失額、268.特定株式損失額、269.当年純損失額、270.当年譲渡繰越損失額、271.当年雑損失額、272.当年特定株式損失額、273.前純損失額、274.前譲渡繰越損失額、275.前雑損失額、276.前特定株式損失額、277.前々純損失額、278.前々譲渡繰越損失額、279.前々雑損失額、280.前々特定株式損失額、281.所得税総所得課税額、282.所得税短期一般課税額、283.所得税短期軽減課税額、284.所得税長期一般課税額、285.所得税長期特定課税額、286.所得税長期軽減課税額、287.所得税長期特別課税額、288.所得税土地等雑課税額、289.所得税超短期課税額、290.所得税株式課税額、291.所得税商品先物取引課税額、292.所得税山林課税額、293.所得税退職課税額、294.総所得所得税額、295.短期一般所得税額、296.短期軽減所得税額、297.長期一般所得税額、298.長期特定所得税額、299.長期軽減所得税額、300.長期特別所得税額、301.土地等雑所得税額、302.超短期所得税額、303.株式所得税額、304.商品先物取引所得税額、305.山林所得税額、306.退職所得税額、307.所得税配当控除額、308.住宅借入金特別控除額、309.その他特別控除額、310.定率控除前所得税額、311.所得税災害減免額、312.所得税外国税額控除額、313.所得税特別減税額、314.所得税定率控除額、315.定率控除後所得税額、316.所得税額、317.所得税額チェックフラグ、318.総所得課税額、319.短期一般課税額、320.短期軽減課税額、321.長期一般課税額、322.長期特定課税額、323.長期軽減課税額、324.長期特別課税額、325.土地等雑課税額、326.超短期課税額、327.株式課税額、328.商品先物取引課税額、329.山林課税額、330.退職課税額、331.市町村総所得所得割額、332.市町村短期一般所得割額、333.市町村短期軽減所得割額、334.市町村長期一般所得割額、335.市町村長期特定所得割額、336.市町村長期軽減所得割額、337.市町村長期特別所得割額、338.市町村土地等雑所得割額、339.市町村超短期所得割額、340.市町村株式所得割額、341.市町村商品先物取引所得割額、342.市町村山林所得割額、343.市町村退職所得割額、344.市町村算出所得割額、345.市町村配当控除額、346.市町村外国税額控除額、347.市町村調整額、348.市町村特別減税額、349.市町村定率控除額、350.市町村免税額、351.市町村所得割額、352.市町村端数切捨所得割額、353.市町村特別減税前所得割額、354.市町村定率控除前所得割額、355.市町村均等割額、356.市町村民税額、357.都道府県総所得所得割額、358.都道府県短期一般所得割額、359.都道府県短期軽減所得割額、360.都道府県長期一般所得割額、361.都道府県長期特定所得割額、

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

362.都道府県長期軽減所得割額、363.都道府県長期特別所得割額、364.都道府県土地等雑所得割額、365.都道府県超短期所得割額、366.都道府県株式所得割額、367.都道府県商品先物取引所得割額、368.都道府県山林所得割額、369.都道府県退職所得割額、370.都道府県算出所得割額、371.都道府県配当控除額、372.都道府県外国税額控除額、373.都道府県調整額、374.都道府県特別減税額、375.都道府県定率控除額、376.都道府県免税額、377.都道府県所得割額、378.都道府県端数切捨所得割額、379.都道府県特別減税前所得割額、380.都道府県定率控除前所得割額、381.都道府県均等割額、382.都道府県民税額、383.課税非課税区分コード、384.所得割非課税フラグ、385.均等割非課税フラグ、386.年税額、387.市町村所得割減免額、388.市町村均等割減免額、389.都道府県所得割減免額、390.都道府県均等割減免額、391.予備金額1、392.予備金額2、393.予備金額3、394.予備金額4、395.予備金額5、396.予備項目1、397.予備項目2、398.予備項目3、399.予備項目4、400.予備項目5、401.退避履歴判定、402.株式譲渡上場所得額、403.所得税株式譲渡上場所得額、404.所得税株式譲渡所得額、405.株式譲渡フラグ、406.株式譲渡上場損通所得額、407.所得税株式譲渡上場損通所得額、408.株式上場課税額、409.所得税株式上場課税額、410.肉牛軽減課税額、411.市町村株式上場所得割額、412.都道府県株式上場所得割額、413.市町村肉牛軽減所得割額、414.都道府県肉牛軽減所得割額、415.株式上場所得税額、416.肉牛軽減所得税額、417.株式含む合計所得金額、418.先物取引損失額、419.当年先物取引損失額、420.前々先物取引損失額、421.前々先物取引損失額、422.配当割控除額、423.株式譲渡割控除額、424.市町村定率控除後所得割額、425.都道府県定率控除後所得割額、426.控除超過額、427.居住用特定譲渡所得額、428.居住用特定損失額、429.市町村株式譲渡配当割控除額、430.都道府県株式譲渡配当割控除額、431.市町村65歳以上の特例控除額、432.都道府県65歳以上の特例控除額、433.市町村調整控除額、434.都道府県調整控除額、435.市町村控除不足額、436.都道府県控除不足額、437.市町村内充当額、438.都道府県内充当額、439.市町村外充当額、440.都道府県外充当額、441.標準税率市町村総所得、442.標準税率市町村山林、443.標準税率市町村退職、444.標準税率市町村算出所得割、445.標準税率市町村調整額、446.標準税率定率控除前市町村所得割、447.標準税率定率控除後市町村所得割額、448.標準税率市町村65歳以上の特例控除額、449.標準税率市町村所得割、450.標準税率市町村所得割端数切捨、451.標準税率市町村均等割、452.標準税率都道府県総所得、453.標準税率都道府県山林、454.標準税率都道府県退職、455.標準税率都道府県算出所得割、456.標準税率都道府県調整額、457.標準税率定率控除前都道府県所得割、458.標準税率定率控除後都道府県所得割額、459.標準税率都道府県65歳以上の特例控除額、460.標準税率都道府県所得割、461.標準税率都道府県所得割端数切捨、462.標準税率都道府県均等割、463.政党等寄付金特別控除額、464.耐震改修特別控除額、465.住宅借入金特別控除可能額、466.市町村住宅借入金特別控除可能額、467.都道府県住宅借入金特別控除可能額、468.市町村税源移譲減額、469.都道府県税源移譲減額、470.標準税率市町村税源移譲減額、471.標準税率都道府県税源移譲減額、472.国税更正日、473.登録区分、474.寄附金控除自治体分、475.寄附金控除都道府県指定分、476.寄附金控除市町村指定分、477.内私的年金支払額、478.住民税年金種別、479.基礎控除対象フラグ、480.市町村寄附金控除額、481.都道府県寄附金控除額、482.内年金フラグ、483.内特徴フラグ、484.三徴収フラグ、485.居住開始年月日、486.住宅控除区分、487.住宅借入金残高、488.居住開始年月日2、489.住宅控除区分2、490.住宅借入金残高2、491.山林純損失額、492.当年山林純損失額、493.前山林純損失額、494.前々山林純損失額、495.株式配当損失額、496.分離配当所得額、497.分離配当損通所得額、498.所得税分離配当損通所得額、499.投資等税額控除額、500.所得税肉牛軽減課税額、501.所得税分離配当課税額、502.分離配当課税額、503.所得税分離配当所得額、504.市町村分離配当所得割額、505.都道府県分離配当所得割額、506.年金本徴収フラグ、507.年金仮徴収月数、508.年金仮徴収期別税額、509.控除不足反映済額、510.徴収税額特徴分、511.市町村所得割額特徴分、512.市町村均等割額特徴分、513.都道府県所得割額特徴分、514.都道府県均等割額特徴分、515.徴収税額普徴分、516.市町村所得割額普徴分、517.市町村均等割額普徴分、518.都道府県所得割額普徴分、519.都道府県均等割額普徴分、520.徴収税額半額年金分、521.市町村所得割額半額年金分、522.市町村均等割額半額年金分、523.都道府県所得割額半額年金分、524.都道府県均等割額半額年金分、525.徴収税額年金分、526.市町村所得割額年金分、527.市町村均等割額年金分、528.都道府県所得割額年金分、529.都道府県均等割額年金分、530.標準税率徴収税額特徴分、531.標準税率市町村所得割額特徴分、532.標準税率市町村均等割額特徴分、533.標準税率都道府県所得割額特徴分、534.標準税率都道府県均等割額特徴分、535.標準税率徴収税額普徴分、536.標準税率市町村所得割額普徴分、537.標準税率市町村均等割額普徴分、538.標準税率都道府県所得割額普徴分、539.標準税率都道府県均等割額普徴分、540.標準税率徴収税額半額年金分、541.標準税率市町村所得割額半額年金分、542.標準税率市町村均等割額半額年金分、543.標準税率都道府県所得割額半額年金分、544.標準税率都道府県均等割額半額年金分、545.標準税率徴収税額年金分、546.標準税率市町村所得割額年金分、547.標準税率市町村均等割額年金分、548.標準税率都道府県所得割額年金分、549.標準税率都道府県均等割額年金分、550.年金内訳代替フラグ、551.徴収税額変更フラグ、552.特徴内訳保有フラグ、553.編集用予備項目、554.新生命保険料支払額、555.新個人年金保険料支払額、556.介護保険料支払額、557.予備金額6、558.予備金額7、559.予備金額8、560.予備金額9、561.予備金額10、562.予備項目6、563.予備項目7、564.予備項目8、565.予備項目9、566.予備項目10、567.寄附金控除特例分、568.市町村申告特例控除額、569.都道府県申告特例控除額、570.予備金額11、571.予備金額12、572.予備金額13、573.予備金額14、574.予備金額15、575.予備金額16、576.予備金額17、577.予備金額18、578.予備金額19、579.予備金額20、580.予備項目11、581.予備項目12、582.予備項目13、583.予備項目14、584.予備項目15、585.予備項目16、586.予備項目17、587.予備項目18、588.予備項目19、589.予備項目20、590.条約適用利子等所得額、591.条約適用配当等所得額、592.特例適用利子等所得額、593.特例適用配当等所得額、594.条約適用利子等損通所得額、595.条約適用配当等損通所得額、596.特例適用利子等損通所得額、597.特例適用配当等損通所得額、598.条約適用利子等課税額、599.条約適用配当等課税額、600.特例適用利子等課税額、601.特例適用配当等課税額、602.条約適用利子等限度税率、603.条約適用配当等限度税率、604.市町村条約適用利子等所得割額、605.都道府県条約適用利子等所得割額、606.市町村条約適用配当等所得割額、607.都道府県条約適用配当等所得割額、608.市町村特例適用利子等所得割額、609.都道府県特例適用利子等所得割額、610.市町村特例適用配当等所得割額、611.都道府県特例適用配当等所得割額、612.所得税条約適用利子等限度税率、613.所得税条約適用配当等限度税率、614.所得税条約適用利子等損通所得額、615.所得税条約適用配当等損通所得額、616.所得税特例適用利子等損通所得額、617.所得税特例適用配当等損通所得額、618.所得税条約適用利子等課税額、619.所得税条約適用配当等課税額、620.所得税特例適用利子等課税額、621.所得税特例適用配当等課税額、622.条約適用利子等所得税額、623.条約適用配当等所得税額、624.特例適用利子等所得税額、625.特例適用配当等所得税額、626.予備金額21、627.予備金額22、628.予備金額23、629.予備金額24、630.予備金額25、631.予備金額26、632.予備金額27、633.予備金額28、634.予備金額29、635.予備金額30、636.処理状況コード、637.決議フラグ、638.最新判定、639.仮最新判定、640.退避最新判定、641.通番、642.決議用処理年月日、643.世帯外区分該当コード、644.扶養者個人番号、645.配偶者個人番号、646.扶養専従区分該当コード、647.扶養区分該当コード、648.障害者区分該当コード、649.同居特障区分該当コード、650.同居老人区分該当コード、651.専従区分該当コード、652.専従申告区分該当コード、653.専従者給与入力フラグ、654.専従者給与所得額、655.合計所得入力フラグ、656.決議起因決議用処理年月日、657.通知書番号、658.徴収データ内連番、659.徴収データ内サブ連番、660.事業所個人番号、661.住民税受給者番号、662.普徴事業所番号、663.住民税異動事由コード1、664.住民税異動事由コード2、665.還付加算用住民税更正事由、666.法定納期限等、667.変更開始月期、668.徴収済月期、669.併徴普徴変更期、670.併徴普徴徴収済期、671.随時処理フラグ、672.差引課税額、673.既課税額、674.期別06月01期税額、675.賦課年度01、676.納期限01、677.期別07月02期税額、678.賦課年度02、679.納期限02、680.期別08月03期税額、681.賦課年度03、682.納期限03、683.期別09月04期税額、684.賦課年度04、

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

685.納期限04、686.期別10月05期税額、687.賦課年度05、688.納期限05、689.期別11月06期税額、690.賦課年度06、691.納期限06、692.期別12月07期税額、693.賦課年度07、694.納期限07、695.期別01月08期税額、696.賦課年度08、697.納期限08、698.期別02月09期税額、699.賦課年度09、700.納期限09、701.期別03月10期税額、702.賦課年度10、703.納期限10、704.期別04月11期税額、705.賦課年度11、706.納期限11、707.期別05月12期税額、708.賦課年度12、709.納期限12、710.期別13期税額、711.賦課年度13、712.納期限13、713.期別14期税額、714.賦課年度14、715.納期限14、716.期別15期税額、717.賦課年度15、718.納期限15、719.期別16期税額、720.賦課年度16、721.納期限16、722.期別17期税額、723.賦課年度17、724.納期限17、725.期別18期税額、726.賦課年度18、727.納期限18、728.収納過年度更正フラグ、729.充当額、730.還付額、731.期別06月01期充当、732.期別07月02期充当、733.期別08月03期充当、734.期別09月04期充当、735.期別10月05期充当、736.期別11月06期充当、737.期別12月07期充当、738.期別01月08期充当、739.期別02月09期充当、740.期別03月10期充当、741.期別04月11期充当、742.期別05月12期充当、743.期別13期充当、744.期別14期充当、745.期別15期充当、746.期別16期充当、747.期別17期充当、748.期別18期充当、749.返戻01期、750.返戻課税年度01、751.返戻納期限01、752.返戻02期、753.返戻課税年度02、754.返戻納期限02、755.返戻03期、756.返戻課税年度03、757.返戻納期限03、758.返戻04期、759.返戻課税年度04、760.返戻納期限04、761.返戻05期、762.返戻課税年度05、763.返戻納期限05、764.差引課税額年金分、765.期別06月01期税額年金分、766.期別07月02期税額年金分、767.期別08月03期税額年金分、768.期別09月04期税額年金分、769.期別10月05期税額年金分、770.徴収税額特徴内訳分、771.市町村所得割額特徴内訳分、772.市町村均等割額特徴内訳分、773.都道府県所得割額特徴内訳分、774.都道府県均等割額特徴内訳分、775.地域台帳番号、776.世帯台帳番号、777.個人台帳番号、778.世帯番号、779.混合世帯番号、780.氏名カナ、781.編集済氏名カナ、782.氏名漢字、783.編集済氏名漢字、784.宛名郵便番号、785.宛名住所コード、786.宛名住所、787.宛名地番、788.宛名地番数値1、789.宛名地番数値2、790.宛名地番数値3、791.宛名方書カナ、792.宛名方書漢字、793.世帯主氏名カナ、794.世帯主氏名漢字、795.性別区分、796.生年月日、797.元号フラグ、798.続柄コード、799.続柄名称漢字、800.電話番号、801.宛名行政区コード、802.住民区分、803.宛名消除区分、804.宛名増減事由コード、805.増減異動日、806.記載順位、807.旧氏名カナ、808.旧氏名漢字、809.外国人本名、810.検索用氏名カナ、811.検索用旧氏名カナ、812.遡り異動対象区分フラグ、813.遡り対象判定年月日、814.使用区分、815.住民税№01、816.住民税№02、817.住民税№03、818.住民税№04、819.住民税№05、820.住民税№06、821.住民税№07、822.住民税№08、823.住民税№09、824.住民税№10、825.住民税№11、826.住民税№12、827.住民税№13、828.住民税№14、829.住民税№15、830.※注意フラグ、831.海外出張開始年月日、832.海外出張終了年月日、833.市内家族個人番号、834.市内家族№氏名カナ、835.市内家族№氏名漢字、836.申告書送付有無コード、837.申告書適用年月日、838.申告書送付理由コード、839.申告書送付№、840.指定徴収区分、841.徴収事業所番号、842.住登外仮登録フラグ、843.原票番号、844.課税294条該当コード、845.生保該当フラグ、846.証明書発行停止フラグ、847.294条通知発送有無フラグ、848.294条通知自治体コード、849.294条通知自治体名称、850.課税事由連番、851.課税事由№コード、852.課税事由別住所区分、853.課税事由別郵便番号、854.課税事由別住所コード、855.課税事由別住所、856.課税事由別地番、857.課税事由別方書カナ、858.課税事由別方書、859.電申税目区分、860.納税者ID、861.処理番号、862.処理番号連番、863.出力処理番号、864.出力区分、865.削除区分、866.eLTAX手続ID、867.作成区分、868.法人個人区分、869.法人格名称、870.前後区分、871.法人名称カナ、872.法人名称漢字、873.本支店区分、874.事業所名称カナ、875.事業所名称、876.本店所在地住所、877.本店所在地方書、878.氏名、879.住所、880.代理人属性コード、881.区税事務所コード、882.申告先税目有効区分、883.審査結果区分、884.eLTAX受付番号、885.申告受付日時、886.取込処理日、887.性別、888.代表者氏名漢字、889.代表者住所、890.地方公共団体コード、891.確定処理日、892.電申警告フラグ、893.番号法法人番号、894.申告書ステータス、895.明細書ステータス、896.eLTAX申告区分、897.eLTAX申告受付番号、898.XML連番、899.XML情報

3 個人市県民税課税資料情報

(1)個人宛名情報

1.年度、2.宛名番号、3.世帯番号、4.生年月日、5.氏名、6.カナ氏名、7.続柄、8.性別、9.住所

(2)事業所宛名情報

1.年度、2.事業所番号、3.事業所名称カナ、4.事業所名称、5.住所、6.郵便番号、7.電話番号

(3)申告書データ

1.年度、2.宛名番号、3.生年月日、4.カナ氏名、5.資料番号、6.申告書の記載内容

(4)給報データ

1.生年月日、2.カナ氏名、3.給報ID、4.事業所番号、5.事業所名称、6.受給者番号

(5)電子給報・年報データ(eLTAX)

総務省通達形式による

(6)確定申告書データ・法定調書データ(国税連携データ)

国税庁XML構造設計書による

(7)画像データ(スキャン分)

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

4 軽自動車税賦課情報

1.自治体コード、2.個人番号、3.宛名番号、4.編集済氏名カナ、5.編集済氏名漢字、6.宛名郵便番号、7.宛名住所コード、8.宛名住所、9.宛名地番、10.宛名方書カナ、11.宛名方書漢字、12.生年月日、13.性別区分、14.編集電話番号、15.申込年月日、16.振替区分、17.開始年月日、18.廃止年月日、19.口座停止日、20.停止解除日、21.銀行コード、22.支店コード、23.口座番号、24.通帳番号末番、25.預金種別区分、26.名義人カナ、27.名義人漢字、28.送付開始年月日、29.送付終了年月日、30.送付先氏名カナ、31.送付先氏名漢字、32.送付先郵便番号、33.送付先住所コード、34.送付先住所、35.送付先住所地番、36.送付先方書カナ、37.送付先方書漢字、38.税目コード、39.課税対象年度、40.通知書番号、41.履歴番号、42.サブ履歴番号、43.初期登録業務日時、44.更新業務日時、45.更新システム日時、46.更新コンピュータ名、47.更新ユーザID、48.有効フラグ、49.決裁状態、50.旧自治体コード、51.義務者個人番号、52.車両登録キー、53.標識番号漢字、54.標識番号車種、55.標識番号分類、56.標識番号カナ、57.標識番号番号、58.車台番号、59.課税コード、60.年税額、61.減免税額、62.賦課税額、63.納期1、64.課税年度1、65.納期限1、66.差引税額1、67.納期2、68.課税年度2、69.納期限2、70.差引税額2、71.納期3、72.課税年度3、73.納期限3、74.差引税額3、75.更正年月日、76.更正事由コード、77.車両履歴番号、78.連番、79.サブ連番、80.処理番号、81.更正番号、82.決議番号、83.初度検査年月、84.燃料の種類コード、85.経過年数、86.税率判定区分、87.税率特例、88.車両サブ履歴番号、89.減免対象年度、90.減免種別コード、91.減免申請理由、92.減免対象者個人番号、93.減免対象者世帯番号、94.減免対象者入力住所、95.減免対象者方書、96.減免対象者氏名カナ、97.減免対象者氏名漢字、98.減免対象者生年月日、99.減免対象者電話番号、100.障害名程度、101.手帳番号、102.手帳証明書名称、103.手帳交付日、104.運転者個人番号、105.運転者世帯番号、106.運転者続柄、107.運転者入力住所、108.運転者方書、109.運転者氏名カナ、110.運転者氏名漢字、111.運転者生年月日、112.運転者電話番号、113.免許証番号、114.免許証有効期限、115.免許証種類、116.免許証条件等、117.有効履歴フラグ、118.異動年月日、119.異動事由コード、120.旧課税コード、121.管内未納フラグ、122.所有権留保コード、123.所有者個人番号、124.車名、125.型式、126.年式、127.原動機型式、128.総排気量、129.総排気量単位、130.取得事由コード、131.取得年月日、132.廃車事由コード、133.廃車年月日、134.譲受者個人番号、135.整理番号、136.型式認定番号、137.定置場郵便番号、138.定置場住所コード、139.定置場住所、140.定置場地番、141.定置場方書、142.使用者情報、143.使用者個人番号、144.使用者氏名カナ、145.使用者氏名漢字、146.使用者入力住所、147.使用者方書、148.使用者生年月日、149.使用者電話番号、150.届出者個人番号、151.届出者氏名カナ、152.届出者氏名漢字、153.届出者入力住所、154.届出者方書、155.届出者生年月日、156.届出者電話番号、157.届出年月日、158.標識返納コード、159.未返納コード、160.未返納その他、161.未返納詳細、162.標識返納年月日、163.他自標識番号車種、164.他自標識番号分類、165.他自標識番号分類漢字、166.他自標識番号カナ、167.他自標識番号カナ漢字、168.他自標識番号番号、169.他自標識番号表示、170.所有形態コード、171.所有形態その他、172.納税義務者区分、173.盗難届届出年月日、174.盗難届被害年月日、175.盗難届警察、176.盗難届交番、177.盗難届受理番号、178.総排気量数値、179.取得その他、180.廃車その他、181.修正その他、182.軽自動車用用途、183.自家用事業用別、184.H27燃費基準達成車情報コード、185.H32燃費基準達成車情報コード、186.重課判定情報、187.軽課判定情報、188.予備1、189.予備2、190.予備項目1

5 固定資産税賦課情報

1.自治体コード、2.個人番号、3.宛名番号、4.編集済氏名カナ、5.編集済氏名漢字、6.宛名郵便番号、7.宛名住所コード、8.宛名住所、9.宛名地番、10.宛名方書カナ、11.宛名方書漢字、12.生年月日、13.性別区分、14.編集電話番号、15.申込年月日、16.振替区分、17.開始年月日、18.廃止年月日、19.口座停止日、20.停止解除日、21.銀行コード、22.支店コード、23.口座番号、24.通帳番号末番、25.預金種別区分、26.名義人カナ、27.名義人漢字、28.送付開始年月日、29.送付終了年月日、30.送付先氏名カナ、31.送付先氏名漢字、32.送付先郵便番号、33.送付先住所コード、34.送付先住所、35.送付先住所地番、36.送付先方書カナ、37.送付先方書漢字、38.納管人個人番号、39.納管人区分、40.納管人開始年月日、41.納管人終了年月日、42.義務者個人番号、43.対象年度、44.賦課年度、45.履歴番号、46.初期登録業務日時、47.更新業務日時、48.更新システム日時、49.更新コンピュータ名、50.更新ユーザID、51.有効フラグ、52.決裁状態、53.旧自治体コード、54.期割区分、55.期数、56.課税区分所有、57.課税区分区分、58.共有代表者個人番号、59.固定土地課税、60.固定家屋課税、61.固定償却課税、62.都市土地課税、63.都市土地減額措置課税、64.都市家屋課税、65.固定土地軽減課税、66.固定家屋新築軽減課税、67.固定家屋一般軽減課税、68.固定合計軽減課税、69.都市土地軽減課税、70.都市家屋軽減課税、71.都市合計軽減課税、72.固定土地差引課税、73.固定家屋差引課税、74.固定償却差引課税、75.固定合計差引課税、76.都市土地差引課税、77.都市家屋差引課税、78.都市合計差引課税、79.固定算出税額、80.都市算出税額、81.固定土地軽減税額、82.固定家屋新築軽減税額、83.固定家屋一般軽減税額、84.固定合計軽減税額、85.都市土地軽減税額、86.都市土地減額措置内軽減税額、87.都市家屋軽減税額、88.都市合計軽減税額、89.固定合計猶予税額、90.都市合計猶予税額、91.固定土地新築軽減税額、92.都市土地新築軽減税額、93.固定免除税額、94.都市免除税額、95.共用土地固定全体課税、96.共用土地都市全体課税、97.共用土地固定持分税額、98.共用土地都市持分税額、99.固定差引年税額、100.都市差引年税額、101.固定共有税額、102.都市共有税額、103.固定土地減免税額、104.固定家屋減免税額、105.固定償却減免税額、106.固定合計減免税額、107.都市土地減免税額、108.都市家屋減免税額、109.都市合計減免税額、110.固定年税額、111.都市年税額、112.合計年税額、113.期割1期納期限、114.期割1期税額、115.期割2期納期限、116.期割2期税額、117.期割3期納期限、118.期割3期税額、119.期割4期納期限、120.期割4期税額、121.期割5期納期限、122.期割5期税額、123.期割6期納期限、124.期割6期税額、125.期割7期納期限、126.期割7期税額、127.期割8期納期限、128.期割8期税額、129.期割9期納期限、130.期割9期税額、131.期割10期納期限、132.期割10期税額、133.期割11期納期限、134.期割11期税額、135.期割12期納期限、136.期割12期税額、137.随時納期限、138.随時期割税額、139.随時2納期限、140.随時2期割税額、141.随時3納期限、142.随時3期割税額、143.合計猶予年税額、144.前納報奨金、145.前納差引納付額、146.過年度税額合計、147.固定土地免税点、148.固定家屋免税点、149.固定償却免税点、150.都市土地免税点、151.都市家屋免税点、152.支払区分、153.通知書番号、154.更正番号、155.更正固定異動事由、156.更正年月日、157.国保用税額、158.一般共有固定税額、159.一般共有都市税額、160.見なし義務者個人番号、161.土地所有者数、162.家屋所有者数、163.課税分土地筆数、164.非課税分土地筆数、165.合計土地筆数、166.課税分家屋筆数、167.非課税分家屋筆数、168.合計家屋筆数、169.合計課税分土地地積、170.合計非課税分土地地積、171.合計課税分家屋地積、172.合計非課税分家屋地積、173.土地評価額、174.家屋評価額、175.償却評価額、176.償却決定価格、177.償却帳簿価格、178.共用土地固定按分課税、179.共用土地都市按分課税、180.固定土地共有分課税、181.固定家屋共有分課税、182.固定償却共有分課税、183.都市土地共有分課税、184.都市家屋共有分課税、185.国土共有分未満課税、186.固家共有分未満課税、187.固償共有分未満課税、188.都土共有分未満課税、189.都家共有分未満課税、190.再計算フラグ、191.更正フラグ、192.印刷フラグ、193.デバッグフラグ、194.区分所有物件保持者フラグ、195.強制更正対象者フラグ、196.固定土地軽減対象課税、197.都市土地軽減対象課税、198.固定家屋軽減対象課税、199.都市家屋軽減対象課税、200.更正マ、201.固定階層別補正額、202.都計階層別補正額、203.非課税フラグ、204.非課税内容覚えマ、205.減免フラグ、206.減免率分子、207.減免率分母、208.減免内容覚え、209.義務者情報備考1、210.義務者情報備考2、211.義務者情報備考3、212.土地物件番号、213.登記履歴番号、214.sortkey、215.所在地番1、216.所在地番2、217.所在地番3、218.所在地番5、219.所在地番6、220.所在地番7、221.所在地番8、222.所在地番表記コード、223.地番名漢字、224.登記名義人個人番号、225.登記名義人氏名カナ、226.登記名義人氏名漢字、227.登記名義人住所、228.登記名義人共有区分、229.登記名義人構成番号、230.登記名義人構成履歴番号、231.検索用氏名カナ、232.検索用氏名漢字、233.納税義務者個人番号、234.納税義務者所有者区分、235.納税義務者共有区分、236.納税義務者構成番号、237.納税義務者構成履歴番号、

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

238.登記地目コード、239.登記地積、240.登記年月日、241.登記事由、242.原因年月日、243.原因事由コード、244.土地区分コード、245.沿革情報土地物件番号、246.沿革情報履歴番号、247.沿革情報入力フラグ、248.登記書データ発行番号、249.登記書データ整理番号、250.登記書データ受付年月日、251.登記書データ受付番号、252.閉鎖年月日、253.遡及閉鎖年月日、254.遡及閉鎖フラグ、255.備考、256.予備1、257.予備2、258.予備3、259.予備4、260.予備A、261.予備B、262.予備C、263.予備D、264.予備E、265.予備F、266.分割番号、267.後続土地物件番号、268.前回土地物件番号、269.現況地目、270.現況地積、271.更地区分、272.更地地積、273.画地番号、274.住宅用地積強制フラグ、275.住宅用地積、276.住宅用住宅数、277.小規模住宅地積、278.一般住宅地積、279.非住宅地積、280.課税地積、281.非課税地積、282.非課税コード、283.非課税事由、284.非課税年月日、285.非課税事由コード、286.都市計画区分コード、287.市街化コード、288.造成費高さ、289.造成費コード、290.軽減コード1、291.軽減1開始年度、292.軽減1終了年度、293.軽減1対象地積、294.軽減コード2、295.軽減2開始年度、296.軽減2終了年度、297.軽減2対象地積、298.減免コード、299.減免開始年度、300.減免終了年度、301.固定減免分子、302.固定減免分母、303.都市減免分子、304.都市減免分母、305.減免期割分子、306.減免期割分母、307.減免対象地積、308.保有税コード、309.保有税年月日、310.農地コード、311.国土調査コード、312.国土調査地積、313.国土調査年度、314.生産緑地コード、315.猶予関連認定コード、316.猶予関連農地コード、317.猶予関連申告年度、318.猶予関連起点年度、319.猶予関連確認年度、320.第16条開始年度、321.第29条開始年度、322.市街化農地適用年度、323.評価方法コード、324.標準地番号、325.この土地の標準地番号、326.用途コード、327.幅員、328.間口、329.奥行、330.形状コード、331.角地コード、332.道路補正率、333.奥行補正率、334.形状補正率、335.補正率共通区分1、336.補正率共通率1、337.補正率共通区分2、338.補正率共通率2、339.補正率共通区分3、340.補正率共通率3、341.補正率共通区分4、342.補正率共通率4、343.補正率共通区分5、344.補正率共通率5、345.合計補正率、346.最新年度評価額、347.課税基準年度、348.基準固定小規模課税、349.基準固定一般課税、350.基準固定非住宅個課税、351.基準都市小規模課税、352.基準都市一般課税、353.基準都市非住宅個課税、354.図面番号、355.敷地権有フラグ、356.区画整理区分、357.区画整理仮換地指定年月日、358.区画整理使用収益開始年月日、359.仮換地番号、360.従前所在地番1、361.従前所在地番2、362.従前所在地番3、363.従前所在地番5、364.従前所在地番6、365.従前所在地番7、366.従前所在地番8、367.従前所在地番表記コード、368.従前地名漢字、369.区分所有対象フラグ、370.区分所有按分率分子、371.区分所有按分率分母、372.貸地フラグ、373.他者義務者個人番号、374.他者持ち分小数部分、375.特定共用土地フラグ、376.特定共用土地居住割合、377.路線開始年度、378.比準課税区分、379.史跡区分、380.農地転換コード、381.農地転用年月日、382.砂防指定区分、383.砂防指定地積、384.農業用施設用地コード、385.新宅既存宅フラグ、386.生産緑地制限、387.接点区分、388.鉄軌道隣接区分、389.住居表示地番、390.宅地比準区分、391.共用土地小規模戸数、392.共用土地一般戸数、393.前年評価額計算フラグ、394.更新フラグ、395.異動区分バナーコード、396.物件異動事由、397.物件異動年月日、398.所有者異動事由、399.所有者異動年月日、400.住宅用コード、401.代表所在地番1、402.代表所在地番2、403.代表所在地番3、404.代表所在地番5、405.代表所在地番6、406.代表所在地番7、407.代表所在地番8、408.代表所在地番表記コード、409.住宅用地比率、410.小規模住宅比率、411.附近地区分、412.附近地目区分、413.附近地番号、414.附近価格、415.一般共有番号、416.証明書用備考、417.複合利用番号、418.複合利用履歴番号、419.被災住宅用地フラグ、420.被災住宅開始年度、421.被災住宅終了年度、422.被災代替住宅用地フラグ、423.被災代替住宅開始年度、424.被災代替住宅終了年度、425.災害区分1、426.災害区分2、427.災害区分3、428.影響区分1、429.影響区分2、430.影響区分3、431.災害情報覚え、432.移行用所在地番1、433.移行用所在地番2、434.移行用所在地番3、435.移行用所在地番5、436.移行用所在地番6、437.移行用所在地番7、438.移行用所在地番8、439.移行用所在地番表記コード、440.空家法認定開始年度、441.空家法認定終了年度、442.遊休農地勧告年度、443.遊休農地勧告撤回年度、444.家屋物件番号、445.同棟家屋物件番号、446.同棟家屋履歴番号、447.登記名義人部屋番号等、448.納税義務者部屋番号等、449.家屋番号、450.建物番号、451.建築年月日、452.計算上の西暦建築年度、453.滅失年月日、454.登記用途1、455.登記用途2、456.登記用途3、457.構造登記コード、458.屋根登記コード、459.階層地上登記コード、460.階層地下登記コード、461.登記1F床面積、462.登記1F以外床面積、463.登記床面積、464.登記原因年月日、465.符号、466.所在地番21、467.所在地番22、468.所在地番23、469.所在地番25、470.所在地番26、471.所在地番27、472.所在地番28、473.所在地番2表記コード、474.所在地番2地名漢字、475.所在地番31、476.所在地番32、477.所在地番33、478.所在地番35、479.所在地番36、480.所在地番37、481.所在地番38、482.所在地番3表記コード、483.所在地番3地名漢字、484.登記入力状況、485.旧整理番号、486.棟数カウンフラグ、487.種別現況コード、488.現況用途A、489.構造現況コード、490.屋根現況コード、491.階層地上現況コード、492.階層地下現況コード、493.都市計画区分、494.市街化区分、495.非課税区分、496.現況1F床面積、497.現況1F以外床面積、498.現況床面積、499.併用住宅床面積、500.従用途現況コード、501.従部分床面積、502.経年減点補正率、503.需給事情補正率、504.積雪補正率、505.寒冷補正率、506.損耗補正率、507.損耗補正適用年度、508.その他1家屋補正率、509.その他1補正区分、510.その他2家屋補正率、511.その他2補正区分、512.単位当再建築費、513.再建築費、514.建築年当初の再建築費、515.前回の単位当再建築費、516.前回の再建築費、517.一点単価、518.評価額、519.前回の評価額、520.今回の評価額、521.固定課税、522.都計課税、523.軽減コード、524.軽減開始年度、525.軽減終了年度、526.軽減対象床面積、527.軽固定減対象課税、528.都計軽減対象課税、529.軽減する固定税額、530.軽減する都計税額、531.軽減2対象床面積、532.固定2軽減対象課税、533.都計2軽減対象課税、534.軽減する固定2税額、535.軽減する都計2税額、536.減免対象床面積、537.固定減免課税、538.都市減免課税、539.固定減免税額、540.都市減免税額、541.固定相当税額、542.都市相当税額、543.増改築区分、544.新増築年月日、545.共同住宅区分、546.世帯数、547.新築分課税額軽減軽減課税、548.固定課税額軽減軽減課税、549.都計課税額軽減軽減課税、550.新築分税額軽減軽減税額、551.固定税額軽減軽減税額、552.都計税額軽減軽減税額、553.一般共有通番、554.地番跨り筆数、555.調査年月日、556.比準、557.工法区分、558.決定分単位当評価額、559.入居世帯数、560.軽減戸数、561.軽減戸数2、562.主たる種類の登記用途コード、563.主たる種類の情報面積、564.主たる種類の情報評価額、565.主たる種類以外の登記用途コード1、566.主たる種類以外の情報1面積、567.主たる種類以外の情報1評価額、568.主たる種類以外の登記用途コード2、569.主たる種類以外の情報2面積、570.主たる種類以外の情報2評価額、571.第16条該当個数A面積、572.第16条該当個数B価格、573.第16条該当個数C割合、574.貸家フラグ、575.高床式住居区分、576.強制建築年度、577.強制建築年適用年度、578.強制床面積、579.固定税額軽減軽減対象課税、580.都市税額軽減軽減対象課税、581.固定適用税率、582.都市適用税率、583.共同住宅名称、584.建築年当初の単位当再建築費、585.軽減コード3、586.軽減3開始年度、587.軽減3終了年度、588.軽減3対象床面積、589.固定3軽減対象課税、590.都計3軽減対象課税、591.軽減する固定3税額、592.軽減する都計3税額、593.軽減コード4、594.軽減4開始年度、595.軽減4終了年度、596.軽減4対象床面積、597.固定4軽減対象課税、598.都計4軽減対象課税、599.軽減する固定4税額、600.軽減する都計4税額、601.軽減コード5、602.軽減5開始年度、603.軽減5終了年度、604.軽減5対象床面積、605.固定5軽減対象課税、606.都計5軽減対象課税、607.軽減する固定5税額、608.軽減する都計5税額、609.軽減コード6、610.軽減6開始年度、611.軽減6終了年度、612.軽減6対象床面積、613.固定6軽減対象課税、614.都計6軽減対象課税、615.軽減する固定6税額、616.軽減する都計6税額、617.軽減戸数3、618.軽減戸数4、619.軽減戸数5、620.軽減戸数6、621.建築物番号、622.建築物部屋番号等、623.評価額強制入力フラグ、624.所有者個人番号、625.構築物前年取得価格、626.構築物前年中減少取得価格、627.構築物前年中取得価格、628.構築物合計取得価格、629.構築物帳簿価格、630.構築物評価額、631.構築物決定価格、632.構築物課税、633.構築物控除前課税、634.構築物償却特例コード1、635.構築物特例1控除額、636.構築物特例1課税、637.構築物減免コード1、638.構築物減免1控除額、639.構築物減免1課税、640.構築物償却特例コード2、641.構築物特例2控除額、642.構築物特例2課税、643.構築物減免コード2、644.構築物減免2控除額、645.構築物減免2課税、646.機械前年取得価格、647.機械前年中減少取得価格、648.機械前年中取得価格、649.機械合計取得価格、650.機械帳簿価格、651.機械評価額、

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

652.機械決定価格、653.機械課税、654.機械控除前課税、655.機械償却特例コード1、656.機械特例1控除額、657.機械特例1課税、658.機械減免コード1、659.機械減免1控除額、660.機械減免1課税、661.機械償却特例コード2、662.機械特例2控除額、663.機械特例2課税、664.機械減免コード2、665.機械減免2控除額、666.機械減免2課税、667.船舶前年取得価格、668.船舶前年中減少取得価格、669.船舶前年中取得価格、670.船舶合計取得価格、671.船舶帳簿価格、672.船舶評価額、673.船舶決定価格、674.船舶課税、675.船舶控除前課税、676.船舶償却特例コード1、677.船舶特例1控除額、678.船舶特例1課税、679.船舶減免コード1、680.船舶減免1控除額、681.船舶減免1課税、682.船舶償却特例コード2、683.船舶特例2控除額、684.船舶特例2課税、685.船舶減免コード2、686.船舶減免2控除額、687.船舶減免2課税、688.航空機前年取得価格、689.航空機前年中減少取得価格、690.航空機前年中取得価格、691.航空機合計取得価格、692.航空機帳簿価格、693.航空機評価額、694.航空機決定価格、695.航空機課税、696.航空機控除前課税、697.航空機償却特例コード1、698.航空機特例1控除額、699.航空機特例1課税、700.航空機減免コード1、701.航空機減免1控除額、702.航空機減免1課税、703.航空機償却特例コード2、704.航空機特例2控除額、705.航空機特例2課税、706.航空機減免コード2、707.航空機減免2控除額、708.航空機減免2課税、709.車両前年取得価格、710.車両前年中減少取得価格、711.車両前年中取得価格、712.車両合計取得価格、713.車両帳簿価格、714.車両評価額、715.車両決定価格、716.車両課税、717.車両控除前課税、718.車両償却特例コード1、719.車両特例1控除額、720.車両特例1課税、721.車両減免コード1、722.車両減免1控除額、723.車両減免1課税、724.車両償却特例コード2、725.車両特例2控除額、726.車両特例2課税、727.車両減免コード2、728.車両減免2控除額、729.車両減免2課税、730.工具前年取得価格、731.工具前年中減少取得価格、732.工具前年中取得価格、733.工具合計取得価格、734.工具帳簿価格、735.工具評価額、736.工具決定価格、737.工具課税標準額、738.工具控除前課税、739.工具償却特例コード1、740.工具特例1控除額、741.工具特例1課税、742.工具減免コード1、743.工具減免1控除額、744.工具減免1課税、745.工具償却特例コード2、746.工具特例2控除額、747.工具特例2課税、748.工具減免コード2、749.工具減免2控除額、750.工具減免2課税、751.合計前年取得価格、752.合計前年中減少取得価格、753.合計前年中取得価格、754.合計取得価格、755.合計帳簿価格、756.合計評価額、757.合計決定価格、758.合計課税、759.合計特例控除額、760.合計特例課税、761.合計控除前課税、762.合計減免控除額、763.合計減免課税、764.按分分子、765.按分分母、766.減免分子、767.減免分母、768.決定区分、769.申告区分コード、770.申告書優先フラグ、771.配分区分、772.資産所在地住所、773.資産種類、774.資産コード、775.償却資産名称、776.数量、777.取得年月、778.取得価格、779.本年度評価額、780.前年度評価額、781.本年度帳簿価格、782.前年度帳簿価格、783.決定価格、784.課税標準額、785.控除前課税、786.減少取得価格、787.特例軽減課税、788.最新償却耐用年数、789.取得償却耐用年数、790.耐用年数変更年度、791.減価残存率、792.償却特例コード、793.増加事由、794.減少事由、795.減少区分、796.評価最低限度区分、797.帳簿最低限度区分、798.特例適用年度、799.特例率分子、800.特例率分母、801.強制入力評価額、802.処理区分、803.減免控除額、804.期別按分分子、805.期別按分分母、806.大規模償却資産、807.増加償却率、808.計算方法フラグ、809.課税標準額強制フラグ、810.電税目区分、811.納税者ID、812.サブ履歴番号、813.履歴判定、814.処理番号、815.処理番号連番、816.出力処理番号、817.出力区分、818.削除区分、819.eLTAX手続ID、820.作成区分、821.法人個人区分、822.法人格名称、823.前後区分、824.法人名称カナ、825.法人名称漢字、826.本支店区分、827.事業所名称カナ、828.事業所名称、829.本店所在地住所、830.本店所在地方書、831.氏名、832.住所、833.代理人属性コード、834.区税事務所コード、835.入力区分、836.申告先税目有効区分、837.審査結果区分、838.eLTAX受付番号、839.申告受付日時、840.取込処理日、841.性別、842.代表者氏名漢字、843.代表者住所、844.地方公共団体コード、845.確定処理日、846.電申告フラグ、847.番号法人番号、848.申告書ステータス、849.明細書ステータス、850.eLTAX申告区分、851.eLTAX申告受付番号、852.XML連番、853.XML情報

6 家屋評価計算情報

1.宛名番号、2.家屋棟番、3.家屋所在地_字コード、4.家屋所在地_本番、5.家屋所在地_枝番、6.家屋所在地_孫番、7.外筆数、8.未登記区分、9.家屋番号_本番、10.家屋番号_枝番、11.家屋番号_孫番、12.検票番号_本番、13.検票番号_枝番、14.主附区分、15.評価方法、16.台帳床面積、17.階床面積、17.台帳床面積、18.登記所有者番号、19.建築年月日、20.基準年、21.現況事項_地上、22.現況事項_地下、23.現況事項_主体、24.建築事由、25.評価戸数、26.現況事項_屋根、27.現況事項_種類、28.現況_用途床面積、29.現況_1階床面積、30.現況_合計床面積、31.m²当評点数、32.再建築費評点数、33.評価額、34.積雪寒冷、35.その他補正、36.1点単価、37.経年補正、38.特例コード、39.特例該当床面積、40.特例率、41.区分所有コード、42.異動区分コード、43.都計区分コード、44.異動日、45.異動データ送付日、46.非住宅床面積、47.備考、48.付属建物、49.複数所在地、50.余白、51.レコード区分

7 市税等収滞納情報

1.自治体コード、2.個人番号、3.宛名番号、4.編集済氏名カナ、5.編集済氏名漢字、6.宛名郵便番号、7.宛名住所コード、8.宛名住所、9.宛名地番、10.宛名方書カナ、11.宛名方書漢字、12.生年月日、13.性別区分、14.編集電話番号、15.申込年月日、16.振替区分、17.開始年月日、18.廃止年月日、19.口座停止日、20.停止解除日、21.銀行コード、22.支店コード、23.口座番号、24.通帳番号末番、25.預金種別区分、26.名義人カナ、27.名義人漢字、28.送付開始年月日、29.送付終了年月日、30.送付先氏名カナ、31.送付先氏名漢字、32.送付先郵便番号、33.送付先住所コード、34.送付先住所、35.送付先住所地番、36.送付先方書カナ、37.送付先方書漢字、38.収納キー1、39.収納キー2、40.履歴番号、41.初期登録業務日時、42.更新業務日時、43.更新システム日時、44.更新コンピュータ名、45.更新ユーザID、46.有効フラグ、47.決裁状態、48.旧自治体コード、49.賦課年度、50.税目コード、51.対象年度、52.通知書番号、53.期別コード、54.事業年度開始年月日、55.事業年度終了年月日、56.申告区分コード、57.連番、58.期割区分、59.調定年度、60.会計年度、61.前納報奨金、62.車両登録キー、63.車検区分コード、64.減免コード、65.期別調定額、66.期別収納額、67.延滞金調定額、68.延滞金収納額、69.督促料調定額、70.督促料収納額、71.納期限、72.繰上前納期限、73.納期変更フラグ、74.収納年月日、75.領収年月日、76.繰越時調定額、77.繰越時収納額、78.繰越調定額、79.繰越年月日、80.不納欠損額、81.表示用税目コード、82.表示用期月、83.随期フラグ、84.更正回数、85.収納回数、86.還付回数、87.充当回数、88.口振不能回数、89.納通返戻設定カウンタ、90.納通返戻設定年月日、91.督促返戻設定カウンタ、92.督促返戻設定年月日、93.納通発送年月日、94.督促発行年月日、95.更正年月日、96.国税更正年月日、97.更正届出年月日、98.更正請求年月日、99.更正通知年月日、100.過誤納金発生事由コード、101.法定納期限等、102.法定納期限、103.業務固有キー、104.漢字業務固有キー、105.申告年月日、106.調定年月日、107.延長月数、108.重加算対象税額、109.納税計画対象額、110.納税計画状態コード、111.納税計画カウンタ、112.執行停止カウンタ、113.不納欠損カウンタ、114.差押カウンタ、115.参加差押カウンタ、116.交付要求カウンタ、117.繰上徴収カウンタ、118.その他処分カウンタ、119.徴収猶予カウンタ、120.換価猶予カウンタ、121.滞納整理組合カウンタ、122.納税承継カウンタ、123.督促停止カウンタ、124.催告停止カウンタ、125.納通公示カウンタ、126.督促公示カウンタ、127.電話催告停止カウンタ、128.時効中断年月日

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

8 滞納管理情報

(1) 宛名情報

1.イメージ知ID、2.ホスト住民区分、3.ホスト通知書番号、4.リンク番号、5.一元区分、6.世帯番号、7.主従区分、8.主担当者コード、9.主担当者変更事由、10.予定金額、11.事業種目コード、12.付箋内容コード、13.件名、14.住所、15.住所コード、16.住所外字フラグ、17.住所履歴連番、18.住所超過フラグ、19.住民区分、20.使用区分、21.備考、22.優先順位、23.入力区分、24.出張担当フラグ、25.出張担当者コード、26.出張担当者変更事由、27.前回入力区分、28.前回基準日、29.前回期限、30.前回滞納区分、31.前回設定日、32.副担当者コード、33.副担当者変更事由、34.勤務先リンク番号、35.勤務先入力区分、36.勤務先連番、37.口座名義人カナ、38.口座番号、39.口座連番、40.号枝番、41.名寄リンク番号、42.名称清音カナ、43.国籍コード、44.地図区分、45.地図巻コード、46.地図年度、47.地図番号、48.地図頁、49.基準日、50.外国人名カナ、51.外国人本名、52.子々番、53.子番、54.宛名、55.宛名カナ、56.宛名外字フラグ、57.宛名超過フラグ、58.対象課税終了年度、59.対象課税開始年度、60.就職日、61.性別コード、62.戸籍連番、63.担当割地区コード、64.拠点コード、65.支店コード、66.数値1、67.数値2、68.数値3、69.数値4、70.数値5、71.文字1、72.文字10、73.文字2、74.文字3、75.文字4、76.文字5、77.文字6、78.文字7、79.文字8、80.文字9、81.方書、82.日付1、83.日付2、84.日付3、85.日付4、86.日付5、87.日本語1、88.日本語2、89.日本語3、90.日本語4、91.日本語5、92.時刻、93.更新ユーザID、94.更新日時、95.更新画面ID、96.更新端末名、97.有効フラグ、98.期限、99.本籍地、100.機能処理番号、101.機能種類コード、102.死亡日、103.法人名、104.法人名カナ、105.注意事項コード、106.消除事由、107.消除日、108.滞納事由、109.滞納区分、110.滞納科目コード1、111.滞納科目コード10、112.滞納科目コード11、113.滞納科目コード12、114.滞納科目コード13、115.滞納科目コード14、116.滞納科目コード15、117.滞納科目コード2、118.滞納科目コード3、119.滞納科目コード4、120.滞納科目コード5、121.滞納科目コード6、122.滞納科目コード7、123.滞納科目コード8、124.滞納科目コード9、125.滞納金額、126.照会印刷除外フラグ、127.特別事由、128.特別区分、129.特記メモ、130.特記事項、131.生保廃止日、132.生保開始日、133.生年月日、134.町コード、135.画像用途コード、136.画像種類コード、137.番地番、138.異動事由、139.異動日、140.発行制限区分、141.発行機能コード、142.登録事由、143.登録日、144.確定延滞金、145.科目、146.筆頭者名、147.約束内容コード、148.約束履行有無、149.約束日、150.約束時刻、151.約束連番、152.納付種類コード、153.納税組合コード、154.終了日、155.続柄コード、156.職業コード、157.自治省コード、158.色コード、159.行政区コード、160.記録日、161.記録時刻、162.設定日、163.設定者ID、164.詳細連番、165.調査日、166.返戻フラグ、167.退職日、168.送付先リンク番号、169.送付先区分、170.送付先名、171.送付先名カナ、172.送付先外字フラグ、173.送付先超過フラグ、174.送付先連番、175.通称名、176.通称名カナ、177.連絡先コード、178.連絡先内容、179.連絡先名、180.連絡先種類コード、181.連絡先連番、182.郵便番号、183.金融機関コード、184.開始日、185.関連種類コード、186.関連者リンク番号、187.預金種別コード、188.DV区分

(2) 個人住民税賦課情報

1.ホスト通知書番号、2.リンク番号、3.分離所得課税標準額、4.市区町村民税均等割額、5.市区町村民税所得割額、6.年金特徴期別税額1、7.年金特徴期別税額2、8.年金特徴期別税額3、9.年金特徴期別税額4、10.年金特徴期別税額5、11.年金特徴期別税額6、12.所得控除コード、13.所得控除区分、14.所得控除符号、15.所得控除超過フラグ、16.所得控除金額、17.所得額合計、18.所得額合計符号、19.控除額合計、20.普徴期別税額1、21.普徴期別税額10、22.普徴期別税額11、23.普徴期別税額12、24.普徴期別税額13、25.普徴期別税額2、26.普徴期別税額3、27.普徴期別税額4、28.普徴期別税額5、29.普徴期別税額6、30.普徴期別税額7、31.普徴期別税額8、32.普徴期別税額9、33.更新ユーザID、34.更新日時、35.更新画面ID、36.更新端末名、37.更正事由、38.更正日、39.特徴義務者リンク番号、40.特普区分、41.申告区分、42.相当年度、43.給与特徴期別税額1、44.給与特徴期別税額10、45.給与特徴期別税額11、46.給与特徴期別税額12、47.給与特徴期別税額2、48.給与特徴期別税額3、49.給与特徴期別税額4、50.給与特徴期別税額5、51.給与特徴期別税額6、52.給与特徴期別税額7、53.給与特徴期別税額8、54.給与特徴期別税額9、55.総所得課税標準額、56.詳細連番、57.課税資料番号、58.課税資料種類コード、59.賦課年度、60.通知書番号、61.都道府県民税均等割額、62.都道府県民税所得割額、63.青色申告区分

(3) 軽自動車税賦課情報

1.ホスト通知書番号、2.リンク番号、3.廃車事由、4.廃車日、5.排気量、6.排気量単位区分、7.更新ユーザID、8.更新日時、9.更新画面ID、10.更新端末名、11.標識、12.標識番号、13.異動事由、14.異動日、15.登録事由、16.登録事由名称、17.登録日、18.相当年度、19.税額、20.種別コード、21.賦課年度、22.車両番号、23.車台番号、24.車名、25.車種区分、26.通知書番号

(4) 固定資産税賦課情報

1.ホスト通知書番号、2.リンク番号、3.共有代表者リンク番号、4.共有者リンク番号、5.分筆区分、6.名義変更有無、7.固定資産税課税標準額、8.固定資産税課税標準額償却、9.固定資産税課税標準額合計、10.固定資産税課税標準額土地、11.固定資産税課税標準額家屋、12.固定資産税額、13.土地筆数、14.家屋地番、15.家屋子々番、16.家屋子番、17.家屋枝番、18.家屋棟数、19.家屋棟番、20.家屋調査番号、21.小規模住宅用地該非、22.年税額、23.建築区分、24.建築年次、25.所在地コード、26.所在地号、27.所在地名、28.所在地子々番、29.所在地子番、30.所在地枝、31.所在地番、32.持分分子、33.持分分母、34.更新ユーザID、35.更新日時、36.更新画面ID、37.更新端末名、38.更正事由、39.更正日、40.期別税額1、41.期別税額10、42.期別税額11、43.期別税額12、44.期別税額2、45.期別税額3、46.期別税額4、47.期別税額5、48.期別税額6、49.期別税額7、50.期別税額8、51.期別税額9、52.物件番号、53.登記地上階数、54.登記地下階数、55.登記地目コード、56.登記地積、57.登記構造コード1、58.登記構造コード2、59.登記構造コード3、60.登記種類コード1、61.登記種類コード2、62.登記種類コード3、63.登記1階以外床面積、64.登記1階床面積、65.相当年度、66.科目、67.詳細番号、68.課税地上階数、69.課税地下階数、70.課税地目コード、71.課税地積、72.課税構造コード1、73.課税構造コード2、74.課税構造コード3、75.課税種類コード1、76.課税種類コード2、77.課税種類コード3、78.課税額、79.課税1階以外床面積、80.課税1階床面積、81.賦課年度、82.軽減税額、83.通知書番号、84.都市計画税課税標準額、85.都市計画税課税標準額合計、86.都市計画税課税標準額土地、87.都市計画税課税標準額家屋、88.都市計画税額、89.非課税特例区分、90.非課税特例区分2

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(5) 期別情報

1. コンビニコード、2. データ区分、3. ホスト完納フラグ、4. ホスト申告区分、5. ホスト科目、6. ホスト通知書番号、7. リンク番号、8. 事由発生日、9. 作成日、10. 修正延滞金、11. 修正督促手数料、12. 修正調定額、13. 停止種類コード、14. 催告延長期限、15. 入力区分、16. 内数種類コード、17. 処分連番、18. 処理拠点コード、19. 収納履歴連番、20. 収納延滞金、21. 収納方法コード、22. 収納日、23. 収納督促手数料、24. 収納連番、25. 収納額、26. 口座不能フラグ、27. 執行停止時効完成日、28. 執行停止時効起算日、29. 完納フラグ、30. 延滞金、31. 延滞金起算日、32. 指示順序、33. 支店コード、34. 数値1、35. 数値2、36. 数値3、37. 数値4、38. 数値5、39. 文字1、40. 文字10、41. 文字2、42. 文字3、43. 文字4、44. 文字5、45. 文字6、46. 文字7、47. 文字8、48. 文字9、49. 日本語1、50. 日本語2、51. 日本語3、52. 日本語4、53. 日本語5、54. 時効事由、55. 時効完成日、56. 時効履歴連番、57. 時効起算日、58. 更新ユーザID、59. 更新日時、60. 更新画面ID、61. 更新端末名、62. 更正延滞金、63. 最終収納日、64. 最終領収日、65. 期、66. 根拠法令等、67. 機能処理番号、68. 機能種類コード、69. 欠損事由、70. 欠損年度、71. 欠損理由、72. 欠損理由詳細、73. 欠損督促手数料、74. 欠損確定日、75. 欠損種類コード、76. 欠損調定額、77. 活動・調査事項、78. 消込日、79. 消込管理番号、80. 申告区分、81. 発行年度、82. 発送予定日、83. 発送内容コード、84. 発送種類コード、85. 相当年度、86. 督促手数料、87. 督促状指定納期限、88. 督促発送期限、89. 督促停止連番、90. 確定延滞金、91. 確定延滞金有無、92. 科目、93. 納付延滞金、94. 納付書番号、95. 納付書番号内連番、96. 納付督促手数料、97. 納付金額、98. 納期限、99. 納税組合コード、100. 累計収納額、101. 累計延滞金、102. 累計督促手数料、103. 終了日、104. 経過記録連番、105. 設定日、106. 調定額、107. 資格番号、108. 賦課年度、109. 賦課拠点コード、110. 返戻経過記録連番、111. 通知書番号、112. 速報データ区分、113. 金融機関コード、114. 開始日、115. 集合通知書番号、116. 領収日、117. 領収時刻

(6) 経過記録情報

1. イメージターミナルID、2. リンク番号、3. 交渉結果コード、4. 件名、5. 処理拠点コード、6. 区分1、7. 区分2、8. 区分3、9. 場所コード、10. 帳票公示送達日、11. 帳票公示送達状況コード、12. 帳票再転送日、13. 帳票回答有無、14. 帳票延滞金計算日、15. 帳票発送日、16. 帳票種類コード、17. 帳票調査日、18. 帳票返戻日、19. 帳票返戻解除日、20. 担当者コード、21. 担当者名、22. 接触フラグ、23. 日付1、24. 日付2、25. 更新ユーザID、26. 更新日時、27. 更新画面ID、28. 更新端末名、29. 画像種類コード、30. 相手コード、31. 経過内容、32. 経過内容コード、33. 経過種別コード、34. 経過記録連番、35. 記録日、36. 記録時刻、37. 記録詳細、38. 重要表示フラグ

(7) 分納情報

1. リンク番号、2. 一回分金額、3. 一括送付回数、4. 備考、5. 備考コード、6. 内数種類コード、7. 内訳連番、8. 処理拠点コード、9. 分納入金額、10. 分納取消日、11. 分納回数、12. 分納対象区分、13. 分納連番、14. 分納開始年月、15. 加算月A、16. 加算月B、17. 加算開始年A、18. 加算開始年B、19. 加算額A、20. 加算額B、21. 収納連番、22. 口座名義人カナ、23. 口座番号、24. 回数、25. 完納日、26. 対応コード、27. 履行判断区分、28. 履行区分、29. 年度機能処理番号、30. 延滞金区分、31. 延滞金計算フラグ、32. 延滞金計算日、33. 当初回数、34. 担当者コード、35. 担当者名、36. 支店コード、37. 日付区分、38. 更新ユーザID、39. 更新日時、40. 更新画面ID、41. 更新端末名、42. 月間隔、43. 本日入金額、44. 決裁日、45. 消込区分、46. 現誓約フラグ、47. 発行回数、48. 発行日、49. 督促フラグ、50. 端数処理区分、51. 管理番号、52. 約束管理フラグ、53. 納付予定日、54. 納付合計額、55. 納付延滞金、56. 納付書番号、57. 納付督促手数料、58. 納付約束時刻、59. 納付額、60. 累計納付額、61. 経過記録連番、62. 計算方法区分、63. 誓約日、64. 資料番号、65. 金融機関コード、66. 預金種別コード

(8) 延滞金減免情報

1. リンク番号、2. 作成機能区分、3. 処分連番、4. 処理拠点コード、5. 収納連番、6. 延滞金減免連番、7. 文書番号、8. 文書番号年、9. 更新ユーザID、10. 更新日時、11. 更新画面ID、12. 更新端末名、13. 機能種類コード、14. 決裁事項内容、15. 決裁日、16. 決裁減免区分、17. 決裁減免率、18. 減免後延滞金、19. 減免申請理由内容、20. 減免終了日、21. 減免開始日、22. 申請日、23. 申請減免区分、24. 申請減免率、25. 調査日

(9) 納付受託情報

1. リンク番号、2. 備考、3. 内数種類コード、4. 内訳連番、5. 処理拠点コード、6. 券面金額、7. 収納連番、8. 取消日、9. 取立費用額、10. 受託日、11. 完了日、12. 年度機能処理番号、13. 延滞金区分、14. 延滞金計算フラグ、15. 延滞金計算日、16. 担当者コード、17. 担当者名、18. 振出人名、19. 振出地、20. 振出日、21. 支払人名、22. 支払地、23. 支払期日、24. 更新ユーザID、25. 更新日時、26. 更新画面ID、27. 更新端末名、28. 決裁日、29. 消込区分、30. 督促フラグ、31. 納付受託連番、32. 納付合計額、33. 納付延滞金、34. 納付書番号、35. 納付督促手数料、36. 納付額、37. 納期限、38. 記号番号、39. 証券種類コード

(10) 入金情報

1. 入金延滞金、2. 入金日、3. 入金督促手数料、4. 入金納付書番号、5. 入金納付書番号内連番、6. 入金額、7. 内数種類コード、8. 収納履歴連番、9. 収納方法コード、10. 収納連番、11. 取消フラグ、12. 延滞金計算日、13. 復命書印刷フラグ、14. 担当者コード、15. 担当者名、16. 時効履歴連番、17. 更新ユーザID、18. 更新日時、19. 更新画面ID、20. 更新端末名、21. 納付書印刷フラグ、22. 経過記録連番、23. 領収書番号

(11) 債務承認情報

1. リンク番号、2. 備考、3. 債務承認連番、4. 内数種類コード、5. 内訳連番、6. 収納連番、7. 対応者、8. 対応者コード、9. 延滞金、10. 延滞金計算フラグ、11. 延滞金計算日、12. 更新ユーザID、13. 更新日時、14. 更新画面ID、15. 更新端末名、16. 未到来フラグ、17. 機能種類コード、18. 決裁日、19. 督促フラグ、20. 督促手数料、21. 納付額、22. 納期限、23. 累計収納額、24. 累計延滞金、25. 累計督促手数料、26. 要すフラグ、27. 調定額、28. 調査日、29. 起案日

(12) 調査情報

1. データ照会連番、2. リンク番号、3. 丁目、4. 住所、5. 備考、6. 内容、7. 勤務先連番、8. 名称、9. 回答月、10. 回答日、11. 地番、12. 更新ユーザID、13. 更新日時、14. 更新画面ID、15. 更新端末名、16. 照会先番号、17. 照会区分、18. 照会文書連番、19. 照会日、20. 照会状況区分、21. 照会種類コード、22. 町村、23. 登録担当者コード、24. 登録日、25. 種別コード、26. 自治省コード、27. 詳細連番、28. 調査予定区分、29. 調査予定対象連番、30. 調査予定連番、31. 請求通数1、32. 請求通数2、33. 財産連番、34. 郡市区、35. 関係者連番

(13) 財産情報

1. データ連携番号、2. リンク番号、3. 休日時コード、4. 住所コード、5. 住所相違、6. 保護預り契約内容、7. 保護預り契約有無、8. 備考、9. 債務者住所、10. 債務者名、11. 債務者郵便番号、12. 債権額、13. 公売区分、14. 処分財産連番、15. 処分連番、16. 函番号、17. 原簿閲覧日、18. 参考事項、19. 収納連番、20. 取引有無、21. 取扱店名、22. 口座内容コード、23. 口座名義人、24. 口座番号、25. 契約日、26. 定期振込日、

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

27.定期振込額、28.履行期限コード、29.履行期限内容、30.差押見込コード、31.延滞金、32.当初貸付金額、33.所持者住所、34.所持者氏名、35.担保物件、36.時間指定1コード、37.時間指定2コード、38.更新ユーザID、39.更新日時、40.更新画面ID、41.更新端末名、42.最終取引日、43.権利者区分、44.権利者番号、45.毎月返済額、46.法定納期限等、47.満期日、48.現在残高、49.生命保険有無、50.登録番号、51.督促手数料、52.種別コード、53.種別内容、54.第三債務者住所、55.第三債務者住所コード、56.第三債務者名、57.第三債務者郵便番号、58.納期限、59.設定日、60.設置場所、61.詳細区分、62.詳細連番、63.調定額、64.調査日、65.調査財産連番、66.財産内容、67.財産種類コード、68.財産管理区分、69.財産連番、70.財産関連連番、71.貸付有無、72.貸付残高、73.貸金庫契約日、74.貸金庫契約有無、75.資料番号、76.車台番号、77.車名及び型式、78.返済予定日、79.送付先住所、80.送付先住所コード、81.送付先名、82.送付先郵便番号、83.配当見込区分、84.配当連番、85.電話番号、86.預金種別コード

(14) 処分情報

1.カ名称、2.リンク番号、3.事件番号、4.事件番号区分、5.事件番号年度、6.交付場所、7.交付時刻、8.交付期日、9.住所、10.住所コード、11.保管命令日、12.保管解除手続、13.備考、14.債権者番号、15.債権者財産連番、16.債権額、17.充当連番、18.入力区分、19.入金前残高、20.入金額、21.内数種類コード、22.内訳連番、23.処分リンク番号、24.処分状況コード、25.処分種別コード、26.処分種類コード、27.処分詳細コード、28.処分連番、29.処分金額、30.処理拠点コード、31.出張担当者コード、32.占有日、33.占有者住所、34.占有者住所コード、35.占有者名、36.占有者方書、37.占有者郵便番号、38.占有者関係、39.反対債権内容コード、40.反対債権金額、41.収納連番、42.取立種別コード、43.受付日、44.受付番号、45.受付番号区分、46.受入金額、47.合算区分、48.名称、49.名称カナ、50.執行予定日、51.執行日、52.執行機関番号、53.変更後時刻、54.変更後納期限、55.差押日、56.帳票備考、57.延滞金、58.延滞金区分、59.延滞金計算フラグ、60.延滞金計算日、61.引渡期限、62.搜索場所、63.搜索日、64.搜索終了時刻、65.搜索開始時刻、66.搬出日、67.文書番号、68.文書番号年、69.方書、70.更新ユーザID、71.更新日時、72.更新画面ID、73.更新端末名、74.本日残高、75.残余金、76.残余金交付、77.残余金計算値、78.決裁日、79.法務局番号、80.法定納期限等、81.消込区分、82.漢字名称、83.特定記録送付日、84.発行日、85.登録年月日、86.督促フラグ、87.督促区分、88.督促手数料、89.破産手続開始日、90.破産管財人番号、91.種目内容、92.立会人1住所、93.立会人1住所コード、94.立会人1名、95.立会人1方書、96.立会人1郵便番号、97.立会人1関係、98.立会人2住所、99.立会人2住所コード、100.立会人2名、101.立会人2方書、102.立会人2郵便番号、103.立会人2関係、104.納付額、105.納期限、106.納期限変更連番、107.累計収納額、108.累計延滞金、109.累計督促手数料、110.職氏名番号、111.複数フラグ、112.解除処分連番、113.解除区分、114.解除日、115.解除理由、116.解除理由内容、117.設定日、118.詳細連番、119.調定額、120.財産引渡手続、121.財産種類コード、122.財産表示コード、123.財産連番、124.起案日、125.郵便番号、126.配当連番、127.配当金額、128.配当順位、129.配当額

(15) 執行停止情報

1.リンク番号、2.代表者名、3.住基登録区分、4.住所、5.住所コード、6.処理拠点コード、7.勤務先名、8.取消事由、9.名称、10.名称カナ、11.執行停止理由、12.執行停止要件コード、13.執行停止解除理由、14.執行停止連番、15.文書番号、16.文書番号年、17.方書、18.更新ユーザID、19.更新日時、20.更新画面ID、21.更新端末名、22.決裁日、23.法人登記有無、24.照会先自治体コード、25.生年月日、26.解除日、27.起案日、28.転出先住基有無、29.転出先住所、30.転出先方書、31.転出先除票日、32.転出先除票理由コード、33.郵便番号、34.除票日、35.除票理由コード、36.電話番号

(16) 猶予情報

1.リンク番号、2.住所、3.保証人リンク番号、4.処理拠点コード、5.原因日、6.取消理由、7.受付日、8.受付番号、9.受理日、10.名称、11.名称カナ、12.手入力フラグ、13.担保提供コード、14.担保提供内容、15.担保種類コード、16.文書番号、17.文書番号年、18.文章番号年、19.方書、20.更新ユーザID、21.更新日時、22.更新画面ID、23.更新端末名、24.決裁日、25.法務局番号、26.猶予事由、27.猶予種類コード、28.猶予連番、29.申請日、30.終了日、31.解除理由、32.許可区分、33.財産連番、34.起案日、35.郵便番号、36.開始日、37.電話番号

(17) 承継情報

1.リンク番号、2.住所、3.備考、4.処理拠点コード、5.前年所得額、6.名称、7.変更前納付義務承継額、8.承継リンク番号、9.承継内訳連番、10.承継種類コード、11.承継連番、12.承継額、13.指定納期限、14.文書番号、15.文書番号年、16.更新ユーザID、17.更新日時、18.更新画面ID、19.更新端末名、20.根拠規定、21.決裁日、22.滞納状況、23.理由、24.相続分子、25.相続分母、26.相続財産評価額、27.相続開始日、28.納付場所、29.納付責任額、30.続柄コード、31.職種、32.評価額、33.財産調査状況、34.責任限度、35.起案日、36.郵便番号

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
税務関係システムファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・個人番号カード、又は通知カードと身分証明書の提示による等、法令等で定められた本人確認を厳守することで対象者以外の情報の入手を防止する。	
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・庁内連携での住民票関係情報・住登外情報や他団体からの申告情報の入手については、あらかじめ定められたインタフェースに基づいて情報を取得するため、必要な情報以外を入手することはない。 ・住民からの申告情報の入手については、必要な情報のみを記載する様式としており、また、記載要領を提示し、必要な情報以外は記載しないようにしている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・アクセスした際には、処理事由によってアクセスログに残された内容から処理目的を認識できる。 ・端末にアクセスするためのパスワードとシステムにログインするための職員認証を行っており、特定の職員や作業従事者のみ照会できるようにしている。 ・利用範囲の認可機能により、その使用者がシステム上で利用可能な機能を制限することで、不適切な方法による情報の入手が行えない対策を実施している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク		
入手の際の本人確認の措置の内容	・窓口において、対面で通知カード、個人番号カードの本人確認書類の提示を受け、本人確認を行う。 ・官公署発行（顔写真あり）の本人確認書類の提示を求める。 ・官公署発行（顔写真あり）の本人確認書類がない場合は、2点以上の本人確認書類の提示を求める。 ・地方税電子申告での受領の際は、電子署名を確認する。	
個人番号の真正性確認の措置の内容	・本人から通知カード又は個人番号カードの提示を受け、本人確認を行う。 ・統合宛名システムで個人番号の真正性の確認を行う。 ・官公署又は個人番号利用事務実施者、個人番号関係事務実施者から発行された書類等に記載されている個人番号については、発行元の機関により真正性が担保されている。	
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・入力作業の後、確認のための事後照合作業を相互に行い、登録されたデータのミスを発見する。 ・特定個人情報に誤りがあった際に訂正を行う場合には、管理責任者の許可を得て行うこととする。また、訂正した内容等については、その記録を残し、法令等により定められた期間保管する。 ・電子申告と国税連携等のデータについてはeLTAX側で非改ざん性の実現機能を提供する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	・届出の場合は本人から直接書面を受け取ることを原則とし、代理人や郵送の場合は確認書類を別途送付して本人に虚偽がないか確認する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

3. 特定個人情報の使用		
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	・個人番号利用業務以外の業務又は個人番号を必要としない業務から情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供・移転するように利用者権限によりアクセス制御を行っている。 ・市町村CSと統合宛名システム間の接続は行わない。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・所属や担当業務以外の操作ができない権限設定を行っており、操作のログを記録している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・ユーザIDとパスワードによる認証を行っている。 ・生体認証による認証を行っている。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・発行管理: 人事異動があった場合や権限変更があった場合には書面にて決裁し、システムに反映させている。 ・失効管理: 人事システムからのデータ連携を行い適宜更新している。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・権限表を作成している。 ・大規模な組織変更、人事異動があるときはイベント処理としての事前検証を行う。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・端末から参照、更新した場合のアクセスログ(登録、更新、印刷等)を記録している。 ・記録項目: 処理日時、職員情報、部署情報、端末情報、処理事由、宛名番号、4情報。 ・記録は7年間保存している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	・アクセスログを取得するとともに、定期的にログを解析できる仕組み、不正利用された場合にログを追跡できる仕組みを用意する。 ・従業者に対するセキュリティ教育を年に1度行っている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	事務端末には特定個人情報ファイルが保存されない仕組みとなっている。 システムのバックアップデータ等には厳重に管理し、権限を持った者のみがアクセスできる。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。 ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。 ・端末にアクセスする利用者のパスワードについては定期的な変更を実施している。		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	委託先の社会的信用と能力を確認する。委託業務指名競争入札参加者等選定委員会設置要綱及び同委員会運営要領等に基づき、委託業者を選定するとともに、その記録を残す。 また、委託業者が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認するとともに、その記録を残す。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない	
具体的な制限方法	・委託業者に対し、個人情報保護及び守秘義務に関する誓約書を提出させている。 ・誓約書の提出があった者に対してのみセキュリティ区画への入室許可及びシステム操作の権限を与えている。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	・作業端末へのログイン記録やシステム保守における作業記録を残している。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先から他者への特定個人情報の提供は認めないことを契約書上明記する。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	保守運用委託やオペレーション業務委託に関しては、仕様書にて委託業務実施場所を大津市庁舎内に限定し、外部への持ち出しを禁止している。また、委託契約の報告条項に基づき、必要があれば特定個人情報の取扱いについて書面にて報告させ、市職員が調査することも可能とする。データエントリー業務委託について入力原票等を外部に持ち出す場合は管理台帳でその種類、数量等の記録し、業務終了後は直ちに返却する等の保護管理の措置を講じている。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・保管期間の過ぎた消去対象の特定個人情報をシステムにて自動判別で消去して記録を残す。 ・紙媒体は、保管期間ごとに分けて保管し、保管期間が過ぎているものを外部業者にて溶解処理する。 ・データか紙かを問わず、廃棄の際は廃棄履歴を作成し保存する。 ・特定個人情報と同様、保管期間の過ぎたバックアップをシステムにて自動判別で消去して記録を残す。 また、委託契約の報告条項に基づき、必要があれば特定個人情報の取扱いについて書面にて報告させ、市職員が調査することも可能とする。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容	・目的外利用を禁止する。(別記の所定様式「個人情報取扱特記事項」で明記している。) ・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限する。 ・特定個人情報の提供先の限定する。 ・情報漏えいを防ぐための保管管理に責任を負わせる。 ・情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還又は消去などの必要な措置を講じさせる。 ・必要に応じて、個人情報の取扱いについてチェックを行った上でその報告をさせる。 ・必要に応じて、市職員が委託先の視察・監査を行うことができる。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
具体的な方法	・委託先と同等のリスク対策を実施する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	・提供・移転は社内ネットワークや社内システム間連携のみであるため、連携時のログ、アクセスログ、収受両システムのタイムスタンプにより確認できる。		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルール内容及びルール遵守の確認方法	・情報の提供・移転を行う場合、利用部署からデータ利用申請を提出させ、データ利用に関し法的根拠等があるかを調査し、許可されればデータ利用が可能となる。		
その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を管理し、情報の持ち出しを制限する。 媒体を用いて情報を移す場合には、原則として媒体へのデータ出力（書き込み）の際に職員の立会いを必要とする。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	・社内ネットワーク以外での提供・移転を禁止する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容	・品質やセキュリティが保証されている連携システムでのみの提供・移転に限定している。 ・提供・移転に関する連携システムでの十分な検証を行う。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜税務システムの運用の措置＞ 1. 特定個人情報の入手時には、情報照会(どの端末でどの職員が、どの住民の情報についていつ参照を行ったか)の記録をシステムに逐一保存することで、不正な入手を防止する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 1. 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。この様に番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 2. 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び番号法第19条第17号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜税務システムの運用の措置＞ 1. 中間サーバーと税務システム間の連携は、LGWAN、庁内ネットワーク及びサーバ間通信に限定されるため、安全が確保されている。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 1. 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 1. 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(LGWAN等)を利用することにより、安全性を確保している。 2. 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜税務システムの運用の措置＞ 1. 情報照会にあたっては、中間サーバーから入手した特定個人情報の情報提供用個人識別符号が団体内統合宛名番号に正確に変換されることにより税務システム上で個人を識別できるため、照会対象者に係る特定個人情報を正確に入手することが担保されている。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 1. 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	<税務システムの運用の措置> 1. 中間サーバーと税務システム間の連携は、LGWAN、庁内ネットワーク及びサーバ間通信に限定されるため、安全が確保されている。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1. 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 2. 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 3. 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。 4. 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1. 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(LGWAN等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 2. 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 3. 中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<税務システムの運用の措置> 1. 税務システムでは本業務で保有する情報を全て連携することは行わず、番号法の規定に基づき認められる情報のみしか照会できない仕組みとしている。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1. 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 2. 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 3. 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 4. 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。	

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	<税務システムの運用の措置> 1. インターネットに接続されている情報系のシステムとは切り離されているため、外部からの不正アクセスはできない仕組みとしている。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1. セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 2. 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1. 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(LGWAN等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 2. 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 3. 中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<税務システムの運用の措置> 1. 税務システムでは本業務で保有する情報を全て連携することは行わず、番号法の規定に基づき認められる情報のみしか照会できない仕組みとしている。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1. 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 2. 情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 3. 情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<大津市の措置> 1. 情報提供ネットワークシステムとの全ての連携(接続)は、中間サーバーが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の業務システムへのアクセスはできない。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1. 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 2. 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1. 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(LGWAN等)を利用することにより、安全性を確保している。 2. 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 3. 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 4. 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容 <大津市の措置> 1. セキュリティ区画内にサーバ室を設置し、監視カメラ、ICカード認証による入退管理をおこなっている。 2. データの不正持込・持出禁止を実施している。 3. サーバ室とデータ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、サーバ室同様のセキュリティ区画であり施錠管理をしている。 4. 入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1. 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 <ガバメントクラウドにおける措置> 1. ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 2. 事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	

⑥技術的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容		<大津市の措置> ・不正プログラム対策 1. コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは日次で確認を行い最新のものを使用する。 ・不正アクセス対策 1. VLANで業務系と情報系ネットワークセグメントを分離する。 2. 端末を仮想化する。 3. ネットワーク管理に係る手順等を整備し、ファイアウォールを導入する。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 1. 中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 2. 中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 3. 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <ガバメントクラウドにおける措置> 1. 国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 2. 地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASPをいう。以下同じ。又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 3. クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 4. クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 5. 地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 6. ガバメントクラウドの特定個人情報情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 7. 地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 8. 地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法		死者の特定個人情報、生存する個人の特定個人情報と分けて管理しないため、生存する個人の特定個人情報ファイルと同様の管理を行う。
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	保有する情報は、異動があった場合に常時更新しているため、古い情報のまま保管されるリスクはない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<大津市の措置> ・電子媒体は、保存期限到達後にシステムでバッチ処理により消去する。 ・申告書等については、地方税法等に更正・決定等の期間制限、地方税・還付金の消滅時効、証明書の交付期間についての定めがあり、これらに準拠して保管及び廃棄を行う。 ・磁気ディスクの廃棄時は、規定に基づき、内容の復元及び判読が不可能になるような方法により消去する。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的なチェック方法	<大津市の措置> 年に1回、担当部署内において実施している自己点検に用いるチェック項目にて、評価書の記載内容通りの運用がなされていることをその内容を参照しながら運用状況と確認する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1. 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施する。	
②監査	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な内容	<大津市の措置> ・内部監査 年に1回、以下の観点による自己監査を実施する。 ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行う。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な方法	<大津市の措置> ・関係職員(非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、必要な知識の習得に資するための研修を実施する。 ・各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行う。	
3. その他のリスク対策		
<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	滋賀県大津市長（市民税課）・（資産税課）・（収納課） 〒520-8575 滋賀県大津市御陵町3-1 電話番号:077-528-2707 ・ 077-528-2723 ・ 077-528-2728
②請求方法	大津市個人情報保護条例(平成16年条例第1号)による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	請求の受付窓口 大津市 政策調整部 市政情報課 〒520-8575 滋賀県大津市御陵町3-1 電話番号:077-528-2718
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法:)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っていない] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	※「個人情報取扱事務届出簿」を公表している。事務名は「地方税に関する事務」である。
公表場所	大津市役所新館7階 市政情報課
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	大津市 総務部 市民税課 ・ 資産税課 ・ 収納課 〒520-8575 滋賀県大津市御陵町3-1 電話番号:077-528-2707 ・ 077-528-2723 ・ 077-528-2728
②対応方法	電話による対応を受け付ける。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成26年12月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	大津市パブリックコメント制度実施要綱に基づき、意見聴取を実施する。
②実施日・期間	大津市パブリックコメント制度実施要綱に基づき、平成27年6月12日から平成27年7月2日までの20日
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	—
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	平成27年7月30日、平成27年8月10日
②方法	大津市情報公開・個人情報保護審査会にて第三者点検を実施する。
③結果	・特定個人情報ファイルの取扱いの委託のうちデータエントリー業務委託については、入力原簿等を外部に持ち出す場合もあることから、その際の保護管理措置を追記した。また、特定個人情報の消去については、保管期間の過ぎた特定個人情報をシステムで自動判別して消去するが、後で確認が可能なように消去した記録を作成することとした。 ・評価書の記載で文言が不統一な部分の整理を行った。また、専門用語については、注釈を記載するなどして専門的な知識を有しない人にも分かりやすい表記に修正した。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月1日	I-7-②	税務長 平石 誠二	税務長		
平成31年1月1日	II-4-委託事項2-⑥	株式会社日本総研情報サービス	株式会社シンク		
令和4年4月1日	I 基本情報6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1①法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先4①法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第10号	事後	
令和4年4月1日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1 リスクに対する措置の内容	番号法第19条第14号	番号法第19条第17号	事後	
令和6年3月19日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 ※業務を追加	(記載なし)	■入湯税の賦課事務 鉱泉浴場の入湯客を納税義務者とし、鉱泉浴場の経営者を特別徴収義務者とする。 1. 申告書を受付する。 2. 申告誤り等があった場合は更正決定する。 ■たばこ税に関する事務 たばこ税は、製造たばこの製造者、特定販売業者及び卸売販売業者が納税義務者となり、申告納付の方法により納付される。 1. 申告書を受付する。 2. 申告誤り等があった場合は更正決定する。	事後	
令和6年3月19日	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	株式会社日立製作所 京都支社	株式会社日立システムズ関西支社	事後	
令和6年3月19日	II ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項5 ④委託先への特定個人情報フェイルの提供方法	[○]紙	[○]その他(LGWAN回線)	事後	
令和6年7月3日	I-6	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) ・第22条(特定個人情報の提供) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、38、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、147、151、152、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項) ・第22条(特定個人情報の提供) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月3日	Ⅱ-3-5	・課税に必要な各種情報については、地方税法第317条の2、第317条の6、第343条、第380条、第383条、第442条の2及び番号法の別表第二の第27号に規定されている。	・課税に必要な各種情報については、地方税法第317条の2、第317条の6、第343条、第380条、第383条、第442条の2及び番号法の別表に規定されている。	事後	
令和6年7月3日	Ⅱ-5-提供先1	番号法第19条第8号 別表第二に定める情報照会者（別紙1参照）	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者（別紙1参照）	事後	
令和6年7月3日	Ⅱ-5-1	番号法第19条第8号 別表第二	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表	事後	
令和6年7月3日	Ⅱ-5-2	番号法別表第二に掲げる各事務	番号法別表に掲げる各事務	事後	
令和6年7月3日	Ⅱ-5-1	番号法第9条第1項 別表第一 27の項、番号法第9条第2項、番号法第19条第9号 条例制定予定	番号法第9条第1項 別表 40の項、番号法第9条第2項、番号法第19条第9号	事後	
令和6年7月3日	Ⅱ-5-移転先1	番号法別表第一に掲げる行政事務を処理する者（別紙2参照）	番号法別表に掲げる行政事務を処理する者（別紙2参照）	事後	
令和6年7月3日	Ⅱ-5-1	番号法第9条第1項 別表第一、番号法第9条第2項 条例制定予定	番号法第9条第1項 別表、番号法第9条第2項	事後	
令和6年7月3日	Ⅱ-5-2	番号法別表第一に掲げる各事務	番号法別表に掲げる各事務	事後	
令和6年7月3日	Ⅲ-6-リスクに対する措置の内容	（※2）番号法別表第2及び第19条第17号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	（※2）番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び番号法第19条第17号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	
令和6年7月3日	I-1-2	番号法の別表第二に基づいて、大津市は、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、大津市は、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	事後	
令和6年9月30日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、大津市は、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 なお本評価書において「市税等」とは、個人に対して大津市が賦課する個人市県民税、軽自動車税及び固定資産税（都市計画税を含む）並びにそれらに対する延滞金及び督促手数料を示す。 ■個人市県民税の賦課業務 個人・法人（給与、報酬、配当等の支払者、国税庁、公的年金支払者等）から提出された賦課資料に基づき、個人市県民税を計算し、賦課する。また、納税義務者からの減免申請による個人市県民税額の減免を行う。 1. 個人からの申告（国税庁から提供される確定申告書を含む）・各支払者（給与、年金、報酬、配当等）からの報告書・調書など、賦課資料の提出を受ける。 2. 住民基本台帳及び本人の申告により賦課期日現在の対象者の把握を行う。 3. 課税資料に基づき、所得額及び控除額を把握し、個人市県民税額を算出・賦課する。または非課税決定を行う。 4. 納税通知書・税額通知の発行・発送を行う。 5. 賦課決定後も随時、課税資料及び調査に基づいて、税額の修正・更正を行う。 6. 申請により所得・税額の証明書を発行し、また照会権限を有する機関からの求めにより所得・課税状況回答に応じる。 7. 申請により減免の決定を行う。	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、大津市は、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 なお本評価書において「市税等」とは、個人に対して大津市が賦課する個人市県民税・県民税・森林環境税、軽自動車税、固定資産税（都市計画税を含む）、入湯税、たばこ税並びにそれらに対する延滞金及び督促手数料を示す。 ■個人市県民税・県民税・森林環境税の賦課業務 個人・法人（給与、報酬、配当等の支払者、国税庁、公的年金支払者等）から提出された賦課資料に基づき、個人市県民税・県民税・森林環境税を計算し、賦課する。また、納税義務者からの減免又は免除申請による個人市県民税・県民税・森林環境税の減免又は免除を行う。 1. 個人からの申告（国税庁から提供される確定申告書を含む）・各支払者（給与、年金、報酬、配当等）からの報告書・調書など、賦課資料の提出を受ける。 2. 住民基本台帳及び本人の申告により賦課期日現在の対象者の把握を行う。 3. 課税資料に基づき、所得額及び控除額を把握し、個人市県民税・県民税・森林環境税を算出・賦課する。または非課税決定を行う。 4. 納税通知書・税額通知の発行・発送を行う。 5. 賦課決定後も随時、課税資料及び調査に基づいて、税額の修正・更正を行う。 6. 申請により所得・税額の証明書を発行し、また照会権限を有する機関からの求めにより所得・課税状況回答に応じる。 7. 申請により減免又は免除の決定を行う。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能	地方税法に基づく個人市県民税、軽自動車税及び固定資産税の賦課徴収等を管理するシステムで、以下の機能を有する。 1. 宛名管理機能：各機能に共通する機能として氏名・住所等の基本情報を管理する。 2. 個人市県民税賦課機能：賦課期日時点の個人市県民税額の算出及び納税通知書等を作成する。	地方税法に基づく市税等の賦課徴収等を管理するシステムで、以下の機能を有する。 1. 宛名管理機能：各機能に共通する機能として氏名・住所等の基本情報を管理する。 2. 個人市民税・県民税・森林環境税賦課機能：賦課期日時点の個人市民税・県民税・森林環境税額の算出及び納税通知書等を作成する。	事後	
令和6年9月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能	地方税電子化協議会が管理、運営する地方税ポータルセンターで受付けた申告データ等を連携して、地方公共団体において審査等を行うシステムであり、次の機能を有する。	地方税共同機構が管理、運営する地方税ポータルセンターで受付けた申告データ等を連携して、地方公共団体において審査等を行うシステムであり、次の機能を有する。	事後	
令和6年9月30日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ②実現が期待されるメリット	正確な所得把握により税負担の公平化が実現される。また、正確な所得把握により真に社会保障給付を必要としている住民の明確化が図られる。	正確な所得把握により税負担の公平化が実現されるとともに、真に社会保障給付を必要としている住民の明確化が図られる。	事後	
令和6年9月30日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、38、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、147、151、152、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項	「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項	事後	
令和6年9月30日	I 基本情報 (別添1)事務の内容	(備考) 税務システムとは、市税の賦課、徴収及び市税務関連事務を適正に執行するため、個人市県民税システム、軽自動車税システム、固定資産税システム、収納管理システムの総称をいう。	(備考) 税務システムとは、市税の賦課、徴収及び市税務関連事務を適正に執行するため、個人市民税・県民税・森林環境税システム、軽自動車税システム、固定資産税システム、収納管理システムの総称をいう。	事後	
令和6年9月30日	II ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	3 業務関係情報 ・国税関係情報：対象者の確定申告書に係る情報に基づき、個人市県民税額の算出、減免を行うために保有 ・地方税関係情報：賦課・徴収に直接関わる市税等の情報を保有 ・医療保険関係情報：健康保険料の情報に基づき、社会保険料控除を算出するために保有 ・障害者福祉関係情報：障害者情報に基づき、障害者控除を算定するために保有 ・生活保護関係情報：生活保護情報に基づき、非課税者の抽出、減免額及び控除額の算出を行うために保有 ・介護保険関係情報：介護保険料の情報に基づき、社会保険料控除を算出するために保有 ・年金関係情報：年金保険料の情報に基づき、社会保険料控除を算出するために保有、対象者の公的年金等支払報告書に係る情報に基づき、住民税額の算出、減免を行うために保有 ・災害関係情報：災害減免を行うために保有	3 業務関係情報 ・国税関係情報：対象者の確定申告書に係る情報に基づき、個人市民税・県民税・森林環境税額の算出、減免又は免除を行うために保有 ・地方税関係情報：賦課・徴収に直接関わる市税等の情報を保有 ・医療保険関係情報：健康保険料の情報に基づき、社会保険料控除を算出するために保有 ・障害者福祉関係情報：障害者情報に基づき、障害者控除を算定するために保有 ・生活保護関係情報：生活保護情報に基づき、非課税者の抽出、減免又は免除額及び控除額の算出を行うために保有 ・介護保険関係情報：介護保険料の情報に基づき、社会保険料控除を算出するために保有 ・年金関係情報：年金保険料の情報に基づき、社会保険料控除を算出するために保有、対象者の公的年金等支払報告書に係る情報に基づき、個人市民税・県民税・森林環境税額の算出、減免又は免除を行うために保有 ・災害関係情報：災害減免又は免除を行うために保有	事後	
令和6年9月30日	II ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成29年1月予定	平成29年1月	事後	
令和6年9月30日	II ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的	・税の減免対象者等の把握、確認	・税の減免又は免除対象者等の把握、確認	事後	
令和6年9月30日	II ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	市税の減免措置の該当要否を確認するため、申告情報(国税関係情報、地方税関係情報、年金関係情報)と障害者福祉関係情報、生活保護関係情報を情報提供ネットワークシステムで連携し入手した情報の突合を行う。	市税の減免又は免除措置の該当要否を確認するため、申告情報(国税関係情報、地方税関係情報、年金関係情報)と障害者福祉関係情報、生活保護関係情報を情報提供ネットワークシステムで連携し入手した情報の突合を行う。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月30日	Ⅱ ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項5 ②取扱いを委託する特定個人 情報ファイルの範囲 その妥当性	課税内容や滞納状況を知覚する必要があるため、税務関係システムファイルを取り扱う必要があるため。	課税内容や滞納状況を知覚する必要があるため、特定個人情報ファイルの一部を取り扱う必要がある。	事後	
令和6年9月30日	Ⅱ ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項6 ①委託内容	地方税の電子申告に関連して、地方税電子化協議会が管理、運営する地方税ポータルセンターと連携し、LGWAN回線を利用して、本市に設置する審査システム操作端末とASPサービス提供事業者が運営するデータセンター内に設置された審査システムサーバとを接続して、電子申告・国税連携データ等の審査及びデータの保管等を行う業務	地方税の電子申告に関連して、地方税共同機構が管理、運営する地方税ポータルセンターと連携し、LGWAN回線を利用して、本市に設置する審査システム操作端末とASPサービス提供事業者が運営するデータセンター内に設置された審査システムサーバとを接続して、電子申告・国税連携データ等の審査及びデータの保管等を行う業務	事後	
令和6年9月30日	Ⅱ ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	[○]提供を行っている(59)件 [○]移転を行っている(30)件	[○]提供を行っている(75)件 [○]移転を行っている(54)件	事後	
令和6年9月30日	ファイル追加	(追加)	別紙1及び別紙2を追加	事後	
令和6年9月30日	Ⅱ ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ②提供先における用途	番号法別表に掲げる各事務	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める特定個人番号利用事務	事後	
令和6年9月30日	Ⅱ ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 40の項、番号法第9条第2項、番号法第19条第9号	番号法第9条第2項、番号法第19条第11号、大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下「市条例」という。)第4条	事後	
令和6年9月30日	Ⅱ ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ②提供先における用途	学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)による医療に要する費用についての援助に関する事務にかかる対象者	学校教育法による経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対する援助に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの、特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に準じて実施する特別支援学級への就学等のために必要な経費の支弁に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの	事後	
令和6年9月30日	Ⅱ ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ③提供する情報	総所得金額等	地方税関係情報であって規則で定めるもの	事後	
令和6年9月30日	Ⅱ ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)による医療に要する費用についての援助に関する事務にかかる対象者	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月30日	Ⅱ ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3 ⑥提供方法	[○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	[]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	事後	
令和6年9月30日	Ⅱ ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1	番号法別表に掲げる行政事務を処理する者(別紙2参照)	番号法別表及び市条例第3条別表第2に掲げる行政事務を処理する者(別紙2参照)	事後	
令和6年9月30日	Ⅱ ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表、番号法第9条第2項	番号法第9条第1項 別表、番号法第9条第2項、市条例第3条	事後	
令和6年9月30日	Ⅱ ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ②提供先における用途	番号法別表に掲げる各事務	番号法別表及び市条例第3条別表第2に掲げる各事務	事後	
令和6年9月30日	Ⅱ ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ③移転する情報	市税賦課情報	地方税関係情報	事後	
令和6年9月30日	Ⅱ ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	当市の個人市県民税課税対象者とその被扶養者	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	事後	
令和6年9月30日	Ⅱ ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目	全内容	全内容を修正	事後	
令和6年9月30日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容 再発防止策の内容	[発生あり] 個人情報記載の税額決定通知書4名分を勤務先とは異なる別事業所宛に送付した。 1. 書類受付時、データ入力依頼時の指定事業所の再点検 2. データ入力後の指定事業所の再点検	[発生なし]	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	(記載なし)	<ガバメントクラウドにおける措置> 1. サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 2. 特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	ガバメントクラウドの利用に伴う追記
	Ⅱ ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	(記載なし)	<ガバメントクラウドにおける措置> 1. 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 2. クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 3. 既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	ガバメントクラウドの利用に伴う追記
	Ⅲ リスク対策(プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	(記載なし)	<ガバメントクラウドにおける措置> 1. ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 2. 事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	ガバメントクラウドの利用に伴う追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ リスク対策(プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	(記載なし)	<ガバメントクラウドにおける措置> 1. 国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 2. 地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 3. クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 4. クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 5. 地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 6. ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 7. 地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 8. 地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	ガバメントクラウドの利用に伴う追記
	Ⅲ リスク対策(プロセス) 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	・電子媒体は、保存期限到達後にシステムでバッチ処理により消去する。 ・申告書等については、地方税法等に更正・決定等の期間制限、地方税・還付金の消滅時効、証明書の交付期間についての定めがあり、これらに準拠して保管及び廃棄を行う。 ・磁気ディスクの廃棄時は、規定に基づき、内容の復元及び判読が不可能になるような方法により消去する。	<大津市の措置> ・電子媒体は、保存期限到達後にシステムでバッチ処理により消去する。 ・申告書等については、地方税法等に更正・決定等の期間制限、地方税・還付金の消滅時効、証明書の交付期間についての定めがあり、これらに準拠して保管及び廃棄を行う。 ・磁気ディスクの廃棄時は、規定に基づき、内容の復元及び判読が不可能になるような方法により消去する。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	ガバメントクラウドの利用に伴う追記
	Ⅳ リスク対策(その他) 1. 監査 ②監査 具体的な内容	(記載なし)	<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPIにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAPI監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	ガバメントクラウドの利用に伴う追記
	Ⅳ リスク対策(その他) 3. その他のリスク対策	(記載なし)	<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	ガバメントクラウドの利用に伴う追記